

4日目 (12月5日)

第4回福生市議会定例会会議録（第19号）

平成20年12月5日福生市議会議場に第4回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	原島 貞夫君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	大野 聰君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企画財政 部 長	田中 益雄君	企画財政部 参 事	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君
市民部長	野島 保代君	生活環境 部 長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子ども 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	小 峯 勝君	会 計 者 管 理 者	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
-------------	--------	--------------	--------	---------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成20年第4回福生市議会定例会議事日程（4日目）

開議日時 12月5日（金）午前10時

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第66号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第67号 福生市教育センター条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第68号 福生市保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第69号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第70号 福生市保健施設条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第71号 福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第72号 福生市営駐車場条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第73号 福生市子ども家庭支援センター条例
- 日程第10 議案第74号 平成20年度福生市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第75号 福生市営福生駅西口駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第76号 福生市福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第77号 福生市土地開発公社定款の変更について
- 日程第14 陳情第20－11号 介護保険に関する陳情書
- 日程第15 陳情第20－12号 都市再生機構が家賃改定で値上げを行わないことなどを求める意見書に関する陳情書

午前10時 開議

○副議長（羽場茂君） ただいまから平成20年第4回福生市議会定例会4日目の会議を開きます。

~~~~~

○副議長（羽場茂君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。

（吉野議会事務局長報告）

1 陳情書の受理について（陳情第20-12号）（別添参照）

○副議長（羽場茂君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○副議長（羽場茂君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告させていただきます。

本日の日程でございますが、新たに陳情1件が提出されております。日程の順序につきましては、お手元に御配付のとおり昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等については、昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

また、新たに提出されました陳情1件につきましては、日程第15として編成をさせていただきました。

それから、新たに提出されました陳情の取り扱いでございますが、陳情1件につきましては別紙付託表のとおり、所管の委員会に付託することといたしました。

以上のとおり、議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしく願いいたします。御報告をさせていただきます。

○副議長（羽場茂君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

○副議長（羽場茂君） これより日程に入ります。

日程第1、3日目に引き続き一般質問を行います。

まず8番、奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君質問席着席）

○8番（奥富喜一君） それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

大きく分けて、7件についてお聞かせください。

まず1点目として、米軍基地についてです。2008年度の米軍関係予算で防衛省分は約4200億円ですが、このうち約2500億円が思いやり予算です。1978年度に始まった米軍思いやり予算は、当初は基地従業員の給与の一部負担でしたが、

やがて給与が全額負担し、米兵用の住宅や娯楽、厚生施設、学校、基地内の水道光熱費、さらには戦闘機の格納庫や艦船用の栈橋など1000トン、関連施設にまで及びました。2007年度からは米軍の一部であるグアム島での海兵隊基地建設費などを含む米軍再編経費まで計上させられています。後期高齢者医療制度など、社会保障で毎年2200億円も減らす政治は、思いやる相手を間違えているとしか考えられません。

日本共産党は、総選挙政策で思いやり予算を廃止して、国民の暮らしを支える財源の確保を訴えています。

アメリカ言いなりの壮大なむだ遣いがもう一つ進められています。米軍再編計画です。その米軍再編に基づく米軍基地への航空自衛隊、航空総隊司令部移転のための工事が福生市横田基地でいま進んでいます。

航空総隊司令部の移転工事費は、2006年度調査設計で1億円、2007年度契約ベースで143億円、2008年度契約ベースで136億円、2009年度概算要求ベースで214億円と、累計で494億円も既に投ぜられることが想定されています。今の時代は産業経済の生命線が物流と言われています。福生市の面積の3分の1も占める広大な土地を横田基地が占めていることは、瑞穂町、武蔵村山市、立川市方面との物流の障壁となり、福生市の産業経済の発展を致命的に大きく阻害していることなどが明らかです。また、広大な土地や建物には、当然に固定資産税の収入が本来見込めます。ですから、昭和55年当時には、調整交付金という形で政府がほぼ100%の負担を米軍にかかわって支払ってきました。

ところが、国の財政が厳しいからとどんどん削り、とうとう平成19年度では12億2303万円でした。固定資産税に見合う数値でいくなら38億8058万円交付しなければならない計算で、年間26億5755万円も福生市の交付金収入上損をさせられている計算です。市の一般会計規模、200億円と比較しても大金です。その上、防衛補助も適用基準に達しないからと、昨年度は福生第五小学校の防音機能復旧工事が不採択となり、本年度も不採択の判断が示される始末です。あげくの果てに、市や住民がほとんど情報を出さずにミサイル防衛など、横田基地の軍事的危険がどんどん増加する再編強化を進める中で、10年間で約15億円程度の再編交付金でお茶を濁そうという国の施策が一方であります。軍事予算を大盤振る舞い、国民には社会福祉予算全額負担増、福生市民や福生市行政には負担、危険、犠牲の押しつけです。こんなの許してよいかとの思いです。

10月24日、日本共産党の笠井亮衆議院議員初め、衆議院東京25区鈴木おさむ予定候補横田基地を考える会、西多摩地域でことし8月31日に結成された横田基地の撤去を求める西多摩の会など市民団体も加わり、防衛省に米軍基地への航空自衛隊航空総隊司令部移転関係の説明を求めました。この中で、日米共同統合運用調整所は、総隊司令部棟に設置されることが明らかにされるなど幾つかの疑問が明らかになりましたが、新たな疑問も生まれました。

そこで、幾つかの福生市民の立場から、明らかにしてほしい疑問などについてまず

お聞きしたいと思います。

(1) として、横田基地の現状と自衛隊移駐後の体制の概略について。

9月議会ではケニー司令部ジャパン第515航空機動運用群については詳細な関係をお聞かせいただいたわけですが、従来からある横田の部隊、共同統合作戦調整センター、2010年配備予定の航空総隊の配置関係の概略とそれぞれの役割などについてお聞きできていませんので、最初に頭の中を整理する意味でお聞かせください。

(2) として、航空自衛隊航空総隊の移転の概略について。

①航空自衛隊航空総隊とは、②移転工事費総額の現状までと今後の予定と累計総額についてお聞かせください。③横田基地内での総隊司令部の位置や外郭地図の公表についてですが、建築計画確認申請書等の閲覧はどこでどのようにすればできるのか。青梅市に提出された図面は、不鮮明、大ざっぱな内容しか表示がないとの話もあるので、より詳細な情報をどのような手続きにより公表してもらえるかについてお聞かせください。④地下での米軍司令部の建物との連結についてお聞かせください。⑤米軍司令部の改築についての情報はありますかお聞かせください。⑥共同統合運用調整所についてお聞かせください。

(3) として、発残土の処理、地下掘削について。

航空自衛隊航空総隊が、横田基地へ2010年に移転してくるに当たって、庁舎棟、機械棟が建設されたための工事が今進められているわけですが、これに関連して交通事情を初めさまざまな心配が寄せられておりますので、9月に引き続く質問も含めお聞かせください。①庁舎棟、機械棟の地下掘削はそれぞれ何メートルになるのか。②搬出予定の残土量が26万立方メートルとの情報もありますが、拡大変化があったのでしょうか。③現状までの排出状況、搬出状況と今後の見通しについて。④処分場が3カ所から拡大変化するようですが、どのような状況でしょうか。⑤土壌検査についての情報はどのようなか。テトラエチル鉛、ダイオキシン汚染など、当然に国が責任を持って調査し、数値を公表すべきと考えないかお聞かせください。⑥地下水脈の把握について9月でもお聞きしましたが、その後わかりましたでしょうかお聞かせください。⑦運搬中での交通渋滞は避けられているか。交通安全対策は万全に推移しているか。⑧永田橋仮橋の耐久状況、騒音増加の現状及び今後の音響工事着手に伴う相乗的騒音対策についてお聞かせください。

(4) として、事件事故等で新たな情報はあるのかについてお聞かせください。

以上、1件目の米軍基地については、4点についてお聞かせください。

2件目について、安全安心なまちづくりについて。

既に、住宅用の火災報知機の設置が義務づけられることになっておりますが、なかなか進まないようです。お年寄りを火災から守ろうと一部自治体では高齢者向けに5カ所分までとか、2万円まで補助金を出して促進する施策を打ち出しています。一家に1台でも大変なのに全部屋までとても資金が回りません。そこで当市でも、(1)高齢者世帯への火災報知器購入支援についての考えをお聞かせください。公共住宅JR各駅など公共の場での、AED設置は緊急事態に有効に機能するとされ設置が進んで

います。そこで当市での（２）として、公共住宅、ＪＲ各駅等、公共の場でのＡＥＤ設置状況についてお聞きします。

自民、公明政権の後期高齢者医療制度では、呼称自体についても怒りを買っているところですが、麻生首相は、今度は「たらたら飲んで食べて何もしない人の分の金、医療費を何で私が払うのだ」との暴言で、またまた保険制度の存在意義そのものを無視する暴論を吐きました。いざというときに、安心して医療が受けられるように、保険料を出して支え合っているのが医療保険制度です。そして、だれにでも平等に老いは来ます。かつて、美濃部革新都政や昭和４８年からは、国でも７０歳以上のお年寄りには医療費が無料でした。お年寄りを大切にする日本のよき社会習慣はどこに消えてしまったのでしょうか。私は、後期高齢者医療制度は絶対に廃止させるべきと考えています。日の出町では来年４月から、７５歳以上のお年寄り１８００人、まちの人口比現状１１％、８５００万円の予算で実施するそうです。お年寄りへの支援策として、７５歳以上の高齢者入院見舞金支給制度の創設を提案するものですが、（３）として、７５歳以上の高齢者入院見舞金支給制度についてのお考えをお聞かせください。

ヘルパーが低賃金、重労働で若い方のなり手が大変不足しています。そのために、介護支援事業所の経営困難が続出しています。介護報酬の見直しなどが迫られているところですが、在宅介護に力点を置くなら家庭に残っている主婦や若い方などに、今改めて介護教育を受ける場を行政が無償または安価に提供することは、意義があることと思います。そこで（４）として、ヘルパー養成講座で在宅介護支援することについてお考えをお聞かせください。

３件目として、環境重視の時流にかなった自転車駐輪場無料化についてです。

環境問題の課題の一つＣＯ２削減の課題の解決、また健康指向を支える意味でも移動手段としての自転車の役割は大変大きなものがあることは確かと言えます。そこで、この点についての市としてのお考えをお聞かせください。

次に４件目、環境にやさしい福祉バス市内循環バスについてお聞きいたします。①毎回聞いておるところですが、利用登録及び運行の状況についてお聞かせください。②市外の方と福祉バスの利用はできないので不便だとの声をお聞きします。この点でのお考えをお聞かせください。化石燃料の枯渇や環境への負荷の問題で、ＣＯ２削減が世界的課題としてクローズアップされています。自家用車をできるだけ利用しない取り組みも一つの方策として、呼びかけの対象となっています。こうした中ですべての市民について市内や近辺への移動手段として、市内公共交通の整理、支援は高い意義を持ちます。そこで改めて③として、環境対策として、市内循環バスの取り組みが重要との思いからお考えをお聞きしておきたいと思います。

次に５件目、中小企業商工振興策についてです。

米国発の金融経済危機の影響が国内の中小企業に押し寄せています。大銀行によるすさまじい貸し渋り、貸しはがしが進んでいます。大銀行は中小零細からの資金回収を急いでいる。当市で目減りした資金の穴埋めをねらっているのではないかと中小企業診断士の方も述べています。こうした中、動きの鈍い国の動きを待たずに地区町村

で必死の地元の商工業救済作戦が各市の9月議会で展開されました。大田区では9月の補正予算を組み、特別融資、事業経営資金融資制度を実施しました。利率は3年間区が全額利子補給で、区の融資以外からの融資の借りかえも対象、融資限度額1000万円などです。葛飾区では、緊急資金融資セーフティーネット融資の拡充、融資限度額を1000万円から2000万円に拡大、利子補給を1.8%から2.0%に拡大で、本人負担が0.5%から0.3%に軽減するなどです。福生市の商工業者の置かれている現状も、例外ではありません。緊急の対策が求められております。そこで①として、緊急資金融資の実施、融資限度額拡大、利子補給の拡大等の支援策についてのお考えを聞かせてください。②歳末正月セールで共通商品券を取り扱う商店街に対する支援策等についての取り組みなどが考えられるところですが、当市における商店街の活性化を図るために取り組んでいる振興策についてお聞かせください。③として、公契約条例の実施についてお聞きしておきたいと思います。

6件目として、経済不況が強まる中、子育て支援でも特に多くの市民に期待される経済的精神的支援策となる中学3年生までの医療費無料化の見通しと乳幼児医療費助成制度の所得制限撤廃についてです。

既に何人かの方がお聞きし、私も前回に引き続きお聞きする内容であります、市民の要求がそれだけ強いことでもありますので、あえてここでお聞きしておきたいと思います。

最後に7件目、市庁舎について。

①女性トイレが狭いとの意見があるのでお考えをお聞かせください。②市庁舎のトイレを休日にも利用可能とすることについてお聞かせください。③平成16年9月、福生市市庁舎建設基本計画の11ページに新庁舎建設市民検討委員会検討結果(要約2)(1)として、基本理念がうたわれています。その①には、「市民に開かれた市役所と市議会を目指し、市民とともにある新庁舎の実現を図ります」とあります。そこで、市民に開かれた市庁舎の目的が、カウンター越しの対応で実現ができていくかについてお聞かせください。

以上、大きく分けて7件について、お聞かせをいただきたいと思います。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) おはようございます。それでは、奥富議員の御質問にお答えいたします。

初めに、米軍基地につきましては、航空自衛隊、航空総隊司令部の移駐に関する現状認識についての御質問が主でありますので、私から航空総隊司令部の移駐に関する思いを述べさせていただき、各項目の御質問に対する答弁は後ほど担当部長からさせていただきます。

航空総隊司令部の移駐に関しましては、500億円を超えとも言われる膨大な経費をかけ、平成22年度には、航空総隊司令部及び関連部隊が横田基地へ移駐してまいります。このようなKPCP以来とも言われる基地の態様の変化の中で、第五小学校の防音機能復旧事業が採択されないなどは、到底市民の方々の御理解を得られるも

のではありません。

そこで私は、市長就任以来防衛省本省や北関東防衛局など、できる得る限りの関係機関に出向き、喫緊の課題である第五小学校の問題に対する要請を行っていることはもとより、9条交付金などの増額、あるいは暴行傷害事件の再発防止などに際しましても積極的に要請活動を行ってまいりました。今後も態様の変化を注視しつつ、引き続き基地周辺対策事業のさらなる充実に向け全力を傾注して邁進してまいらる覚悟でございます。よろしくお願いいたします。

次に、安全安心なまちづくりについての1点目。高齢者世帯への火災報知器購入支援についてでございますが、東京都では新築改築の住宅について、平成16年10月1日から住宅用火災警報器の設置が義務となっておりますが、平成22年4月1日からすべての住宅に設置が義務化となり、すべての部屋、台所、階段に設置しなければなりません。

東京消防庁管内で、平成19年中の住宅火災により亡くなられた方は107人となり、過去最多となりました。このうち65歳以上の高齢者は61人で平成元年の2倍以上となっております、亡くなった方の約5割は発見のおくれによるものでございます。こうしたことから、火災から命を守る切り札といたしまして、住宅用火災警報器の普及が平成22年4月からの義務化に向けて取り組まれるようになってまいりましたが、全国的にもまだ十分に普及が進んでいるとは言えない状況にあります。平成22年4月1日設置の義務化に向けて多くの課題もございますが、現時点では、高齢者世帯への火災警報器購入支援については考えてはおりません。むしろ、現行の高齢者宅の火災による緊急事態に備えた火災安全システムによる支援が大事であると考えております。

次に2点目の公共住宅、JR各駅等公共の場でのAED設置状況についてでございます。市においては、突然の心停止患者に対しまして、救急救命活動ができる環境の整備を目的として、市民の皆様が広く利用する公共施設に、AED（自動体外式除細動器）を平成17年度に市民の方の御寄付や都の補助金等により、市の施設24カ所に25台、本庁舎のほか主要な施設及び小中学校等に設置をさせていただきました。なお、保健センターではAEDの貸出も行っておりますが、市営住宅等の公共住宅、市内JR各駅については現在のところ設置はまだされていない状況でございます。

次に、3点目の75歳以上の高齢者入院見舞い金制度についてでございますが、市といたしましては、従来から必要に応じた各種施策を実施していると思っております。

基本的に高齢者にも配慮した対応を行っているものと考えておりますので、現時点では新たな金銭給付的な見舞い金を支給する考えはございません。

次に、4点目のヘルパー養成講座で、在宅介護支援することについてでございますが、ヘルパー養成講習につきましては、介護保険制度の発足時にヘルパーなどのマンパワーの確保を図るため、公費により社会福祉協議会などに委託いたしまして実施していた時期がございました。その後、民間事業者等がヘルパー養成事業を積極的に展開してきたこともあり、公平性の観点から公費による支援を終了した経過がございま

す。また、来年度の東京都の施策の中でも、ヘルパー資格、取得支援策などが実施される予定でございますので、市として独自に実施する予定はございません。

このような状況の中で、御指摘をいただきました在宅要介護者の家族への介護ノウハウ等の支援につきましては、時間的な拘束や経費負担などの点を考えますと、ヘルパー養成講習に参加するよりは、むしろ現在介護保険の地域支援事業といたしまして実施しております家族介護者教室などを御利用いただくことが効果的であると考えております。

次に、自転車駐車場の無料化についてでございますが、自転車駐車場が有料化となる以前は自転車等の利用の拡大に伴いまして、駅周辺での自転車等の放置が歩行の妨げ、交通の障害、景観の阻害等、大きな社会問題となり、さまざまな問題を引き起こしてまいりました。市といたしましても、関係者等の御理解と御協力をいただきながら、駅周辺に7カ所の自転車、バイクの駐車場として多額の経費をかけて整備し、放置問題を解決すべく対策を講じてまいりました。

また、平成8年3月には、福生市行政改革推進委員会から市における行政改革についての答申をいただきまして、その中で大変厳しい財政状況の中で、今後さらに高齢社会への移行に伴い大きな財政負担等が考えられるので、行政と市民との役割分担を図りながら受益に応じた負担をお願いし、その適正を図ることが望ましいとの答申をいただきました。そして、その際に自転車等駐車場についても、利用者の方の負担をお願いすべきであるとされました。

また、市議会におきましても、自転車等駐車場の運営方法についての御指摘もされたところでございます。それらを踏まえ、いろいろな視点から検討をいたしてまいりました結果、平成9年12月議会におきまして、自転車等駐車場条例を可決いただき、平成10年7月から市内7カ所の自転車等駐車場が有料化されたところでございます。こうした経過を踏まえ、有料化となったわけでございますが、自転車駐車場を管理運営するに当たりましては、人件費等の経費がかかるわけでございます。

したがいまして、利用者の方には受益者負担という点を御理解いただきまして、今後も自転車駐車場を無料化する考えはございませんので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

次に、福祉バス・市内循環バスについての御質問でございます。福祉バスの利用登録及び運行状況でございますが、平成20年10月末現在の利用登録者数は3692人で、引き続き高齢者の利用登録が多い状況でございます。また、乗車人数につきましては、同じく10月末で延べ3万5079人、1日当たり235人の利用となっております。

次に、市外の方の福祉バスの利用でございますが、運輸局からの許可条件は、特定旅客自動車運送の形態でございまして、利用対象者は市内在住者となっておりますので、市外の方の利用は難しいと考えております。

次に、市内循環バスの取り組みでございますが、これまでも何度か御質問いただきお答えいたしておりますように、市内循環バス、コミュニティバスにつきましては、

市内循環バス導入検討調査結果や他市の実績などから、市内循環バスを走らせることは大変困難であるという認識は変わっておりません。こうしたことを踏まえ、本年度から高齢者などの交通弱者対策といたしまして、福祉バスの試行運行を開始したところでございます。したがって、現時点では福祉バスの試行運行に努めることが大事であると考えております。

次に、中小商工振興策についての緊急資金融資の実施、融資限度額の拡大、利子補給の拡大等についてでございますが、国の施策でありますセーフティーネット補償制度での認定条件の緩和により、申請件数が非常にふえております。また、利子全額補給や利率の引き下げなど、通常の制度とは別の制度を打ち出している幾つかの自治体もございますが、福生市といたしましては、一時的な制度は創設せず、国のセーフティーネット保証制度並びに市の融資制度の活用を進めるとともに、今後も商工業者の融資資金各社のさらなる資金確保を図るため、融資申請の窓口となっております商工会にも御協力をいただきまして、両制度での事務処理の迅速化に努めてまいります。また、現在「五つの元気」ワーキングチームにおきまして、融資限度額の拡大、同一資金での限度額までの追加融資、また、融資条件の緩和などについて検討を進めているところでございます。

次の商店街の活性化を図るために取り組んでいる振興策につきましては、現在、東京都で商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対して補助を行っております。商店街の振興を図り、経営の安定と発展及び地域経済を活性化するために実施しております「新元気を出せ商店街事業費補助金」や商店街等の経営改善を手助けするために、個店への個別アドバイス、商店街での勉強会、相談会などの希望に応じられる各分野の専門家を集めたチームを派遣してもらえる商店街パワーアップ作戦などを活用しております。

例えば、「新元気を出せ商店街事業費補助金」でのイベント事業といたしましては、福生駅西口駅前通りや国道16号線沿いの商店街が行っておりますイルミネーション装飾、銀座通り商店街などが行っております歳末大売り出し、また、福生駅西口駅前通りと銀座通りの商店街が共催で行います商店街まつりなどがございます。また、活性化事業では、規模の大きいものといたしましては、福生武蔵野商店街振興組合が行いました駐車場設置事業でございます。商店街パワーアップ作戦では、ことし東銀座通り商栄会、福生武蔵野商店街振興組合、福生商店街協同組合で、専門家からアドバイスなどをいただきました。今後とも市といたしましては、積極的にこれらの制度を活用するとともに、商店街の方々と意見交換を行いまして、商店街の考えをよくお聞きした上でどのような対策を進めていけるか、知恵を絞っていきたいと考えております。

次に、公契約条例の実施につきましては、労働条項に関するILO第94号条約の理念に基づくもので、公の機関は建設工事の遂行または商品サービスの調達のための契約に当たり、その業務遂行にかかわる労働条件に配慮すべきとの理念を背景とした契約制度でございます。

政府では、このILO第94号条約を批准していないことや、国の公契約制度に関する法整備ができていないこと。また、労働者の方々条件については、労働基準法や最低賃金法に定められており、民間の賃金については市の権限が及ばないなどの状況もございます。このほかにも条例の拘束力の有無など、解決しなければならない問題が多くあることから、現状では公契約制度の条例化は困難と考えているところでございます。

次に、中学3年生までの医療費の無料化の見通し、また、乳幼児医療費助成制度の所得制限撤廃についてでございますが、現行の義務教育就学児医療費助成制度では、医療費の自己負担額3割のうち1割を助成しております。また、乳幼児医療費助成制度では、2歳未満の乳幼児の保護者について所得制限を撤廃し実施しております。

現在、2つの医療費助成制度につきましては、「五つの元気」ワーキングチームで医療費助成の拡大について検討を行っております。田村正秋議員の御質問でもお答えしておりますが、義務教育就学児医療費助成制度の拡大につきましては、今後の東京都の動向を踏まえながら、また、乳幼児医療費助成制度につきましても引き続き、具体的内容の検討を行ってまいりたいと考えております。

次の市庁舎につきましては、担当部長からお答えをさせていただきます。

以上で、奥富議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○企画財政部長(田中益雄君) それでは、私から1項目目の米軍基地に関しまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の横田基地の現状と自衛隊移駐後の体制の概略についてでございますが、まず、横田基地全体の管理運用を行っておりますのは、御案内のとおり第374空輸航空団であります。大きく分けて四つのグループがございます。一つは、輸送機やヘリコプターの運用を行う運用群。次に、輸送機などの整備を行う整備群。そして、建物のメンテナンスなどを行う支援群。もう一つが医療関係の医療群でございます。また、横田基地を使用している部隊は、在日米軍司令部第5空軍司令部や、旅客ターミナルの運用管理などを行う第730機動中隊と、その上級部隊である第515航空機動運用群、あるいは、第13空軍第1分遣隊を初めとして30以上の部隊があると聞いております。

また、平成22年度に移駐いたします航空総隊司令部との関係では、日本の防空及びミサイル防衛の司令部間の連携を強化するため、航空総隊司令部は、第5空軍司令部と並置されることになります。また、防空だけではなく、在日米軍と自衛隊との間で情報を共有し効率的な運用を図るため、在日米軍司令部と航空総隊司令部との間に共同統合運用調整所が設置されるものと理解もしております。

次に、2点目の航空自衛隊航空総隊の移駐の概略でございますけれども、まず、航空自衛隊航空総隊は、我が国の防空を主任務としており、その司令部は防空作戦を初めとするさまざまな航空作戦の指揮統制を担うほか、わが国のミサイル防衛における統合司令部としての機能も保持する予定であると聞いております。また、総隊司令部移駐に伴う経費につきましては、先ほど議員からお話がありましたが、予算額で申し

上げますと平成19年度が約143億円、平成20年度が約136億円、平成21年度は防衛省の概算要求額での段階でございすけれども、約214億円とのことで、平成22年度につきましては、北関東防衛局に確認いたしましたところ、現時点では未定とのことでございます。

次に、建築計画確認申請書等の件につきましてでございますが、北関東防衛局から建築主事であります東京都知事あてに、建築計画通知書が提出されております。

その通知書の一部である建築計画概要書が、多摩建築指導事務所において閲覧に供されております。また、建築計画通知書などを請求する場合の手続となりますと、情報公開制度に基づく開示請求が必要となります。

次に、航空総隊司令部と米軍司令部が地下で連結するかについての御質問でございますが、現時点ではそういった話は聞いてございません。また、航空総隊司令部の移駐工事に関連しての米軍司令部の改築は、特に予定されていないと聞いております。

なお、共同統合運用調整所につきましては、1点目の自衛隊移駐後の体制の概略の中で答弁させていただいておりますので、割愛させていただきます。

次に、3点目の発生残土の処理、地下掘削についてでございますけれども、まず、司令棟、機械棟の地下掘削につきましては、およそ20メートルで、搬出予定の残土量につきましては、以前御説明しましたことと変化はなく、25万立方メートルと聞いております。また、搬出台数であります、搬出が始まった7月29日から11月15日までで申し上げますが、残土搬出が行われた日数は71日で、延べ約1万2000台、1日平均といたしますと169台となっております。また、今後の見通しですが、1日の平均台数は200台、日の出方面については、1日最大160台と聞いております。

次に、残土処分場につきましては、当初青梅方面に2カ所、日の出方面1カ所の3カ所でありましたが、北関東防衛局からの連絡で、10月中旬から青梅市の日向和田にもう1カ所ふやしたとのことでございます。この処分場は、もともとは碎石場があった場所で、受け入れ地側からの要望により新たに加えたとのことでございます。

次に、土壌検査につきましては、北関東防衛局から適宜情報をいただき、これまでの試験において含有物質の検出はないとの報告を受けております。またその際、土壌検査の結果についても確認させていただいております。さらに、今回の検査は受け入れ先の条件により検査を行ったもので、公表を目的としたものではないとも聞いております。そのようなことから、国が数値の公表をすべきとは考えておりません。なお、地下水脈については、把握しておりませんのでよろしくお願いいたします。

次に、運搬中の渋滞につきましては、特に苦情等は入っておりません。

また、交通安全対策につきましては、定期的に運転者への安全教育や意識の高揚を指導しているとのことであります。なお、今日までのところ交通事故等の報告は受けておりません。

福生市といたしましては、残土搬出伴って交通渋滞が起きないように、また安全対策

には万全を期していただくことを当然のことと思っております、現状を確認する中で必要があれば、早急に要請などを行ってまいりたいと考えております。

次に、永田橋仮橋の耐久状況、騒音増加の現状と、今後の本橋工事着手との相乗的騒音対策についてでございますが、東京都に確認したところ、耐久性については既設の永田橋の交通量や交通車両を考慮した交通荷重で設置をしているので、特に支障はないとのことでございます。また、騒音につきましては、仮橋の復工板を溶接して騒音低減対策を図っておりますが、さらなる対策として、仮橋にアスファルト舗装を行いますが、既に工事が発注されておりました、実施時期について調整中とのことでございます。なお、本橋工事着手に伴う相乗的騒音対策ですが、ことしの11月下旬から本橋の下部工事が着手をされておりますが、工事の施工に当たっては、低騒音低振動等式の機械を使用し、極力騒音等を抑える工法を採用するとのことでございます。また、仮橋に舗装がされれば、今よりも大幅に騒音の低減が図れるものと考えております。

次に、事件、事故等で新たな情報があるかとの御質問でございますが、10月15日に横田基地施設中隊所属の軍人が運転する車両による鍋2公園近くの奥多摩街道での自転車の女性への接触事故に関しまして接触事故がございましたが、被害者は現在も入院中とのことでございますが、公務外の事故であるため、加害者の自賠責保険と任意保険で対応しているとのことであります。なお、この交通事故に関しましては、福生市独自で横田基地に対して綱紀肅正と再発防止の要請を行っております。これ以外の事件事故につきましては、その後の新しい情報はございません。そこで、今後も正確な情報を速やかに提供するよう強く求めてまいりたいと思っております。私からは、以上でございます。

**○総務部長（野崎隆晴君）** 続きまして、7項目目の市庁舎につきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

まず、1点目の女性トイレが狭いという意見があるとのことでございますが、トイレの広さにつきましては、日本建築学会が示している建築設計資料集成などを参考に設計をされており、公共施設など多人数で利用するトイレの広さを確保いたしております。

次に、2点目の市庁舎のトイレを休日にも利用することにつきましては、庁舎のセキュリティ上庁舎内にあるトイレを休日は自由に利用することはできませんが、休日の日でも当直室に声をかけていただければ、庁舎のトイレを利用することは可能でございます、現状でもこのような対応をとっております。

次に、市民に開かれた市庁舎の目的から、カウンター越しの対応で実現できているのかにつきましては、御承知のとおり市役所では膨大な個人情報を取り扱っております。特に、福祉部、子ども家庭部、市民部は大変多くの個人情報を取り扱っておりますことから、個人情報などが直接市民の方の目に触れないために職員と市民との間のカウンターは必要であると考えております。また、市民への対応につきましては、そのときの状況に応じて対応いたしておりました、例えば込み入った内容の相談など

の場合は、カウンターの外のテーブルに移っていただきまして、じっくりお話を聞くなど画一的な対応ではなく、ケースバイケースでの対応といたしております。

以上で、補足答弁とさせていただきます。

○副議長（羽場茂君） 午前11時まで休憩いたします。

午前10時49分 休憩

~~~~~

午前11時 開議

○副議長（羽場茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（奥富喜一君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目として、米軍基地についてです。加藤市長のさまざまに運動されている御努力は見聞きしておるところであります。もっと強く出てよいのではないかと思います。市民に国から情報が十分得られない現状や、予算上で大変ひどい状況に置かれている現状を広報等でもっと広く宣伝し、このままでは基地撤去の力の方が強くなってしまおうということを国に強力に訴えるべきだと考えます。

それではまず（1）として、横田基地の現状と自衛隊移駐後の体制の概略について。

これについては、ありがとうございました。了解いたしました。

（2）の航空自衛隊航空総隊の移転の概略についての③の横田基地内での総隊司令部の位置や外観地図の公表については、多摩建築指導事務所で閲覧できる。詳細な情報が必要なら一般的には情報公開制度に基づく開示請求が必要との御説明ですが、どこにどのような書式で手続をすれば、建築通知書など詳細な情報を得ることができるのかをお聞かせください。

（3）発生残土の処理、地下掘削について。

①庁舎棟、機械棟の地下掘削はおよそ20メートルとのことですが、地下2階で20メートルは異常ではないでしょうか。核シェルターでもつくるといえるのでしょうか。どのように聞いておられるか、お聞かせください。

それと、③の部分の輸送搬出状況は、7月29日から11月15日まで、日数で71日間で延べ1万2000台、1日平均169台、今後の見通しは1日の平均台数は約200台、日の出方面については1日最大で約160台と聞いているとのことですが、これでは5月までに終わりそうもない計算になりますが、どのように予測されておるのかお聞かせください。

④の処分場は、10月中旬ころから青梅市の日向和田にもう1カ所ふやしたいとのことですが、受け入れ事業所名と住所、番地をお聞かせください。

それから、⑤の土地検査についての土壌検査についての情報はどのようなのか。テトラエチル鉛、ダイオキシン汚染などの件についてですが、私が言っている趣旨は大量の燃料漏れ事故が過去に何度もあった事実は明らかで、昭島地区では井戸から火を噴いたり、奇形のカエルの発生など、物議をかもした話題になったことがあります。航空機燃料に含まれるテトラエチル鉛は、特徴的な臭気、無色の液体で、短期の吸入で

も中枢神経に影響を与え、脳神経障害を生ずることがあると言われ、これらの影響がおくられてあらわれることがある。死に至ることもあるとの記述があります。また、ベトナム戦争時の死体洗浄などに使われた際の薬品、枯れ葉剤攻撃などの化学兵器への戦場汚染なども考えられ、さらに西多摩衛生組合でも、旧処分地ではダイオキシン汚染があり、除去処理をしておりますが、同じように横田基地も基地内のどこかで廃棄物の焼却処理が行われたはずで、ダイオキシンなどの汚染の可能性もあります。しかも残土の処分地は水源地に近いところ、飲み水に供する可能性のある上流に位置します。福生市に限らず、東京都民、埼玉県民の飲み水を汚染する危険、周辺酒造場などの水質を悪化させる危険、河川を汚染する危険を伴い、万が一にも汚染が健康被害、経済的被害は甚大なものがあります。横田基地を考える会や横田基地の撤去求める西多摩の会の現地調査では、受け入れ業者は、安全な土であることを前提に受け入れており、よそから来た別の残土と混在で埋め立てている状況を視察したと報告しています。そうだとしたら、どこから来た土が汚染源かを後からでは追跡できない、特定できない状態に埋立処理がされているということになります。改めてそれでも横田基地の残土について、テトラエチル鉛、ダイオキシン汚染など、当然に国が責任を持って調査し、数値を公表すべきと考えないのかについてお聞かせいただきたい。重大な問題だと思いますので、あえて市長に見解を求めます。

それから、⑥について地下水脈は把握してないとのことですが、次回またお聞きしたいと思います。

⑦の運送中での交通渋滞は苦情が寄せられていないとのことですが、交通安全対策は、万全に推移されているようなので安心いたしました。これからもよろしく御指導をお願いいたします。

⑧の永田橋仮橋の耐久に問題はないこと。仮橋の復興板を溶接しての騒音低減を図り、さらに仮橋にアスファルト舗装を行うとのことですが、いつごろアスファルト舗装は実施されるのでしょうか。私が聞いていたときより既におくれているようですが、また11月下旬から本橋の下部工事が着手されたそうですが、極力低騒音、底振動式の機械を使用し、アスファルト舗装とあわせ今より大幅に騒音の低減が図れると考えているとのことですので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

ところで、この工事に関連して永田橋から田村酒造に向かう方向に、ダンプが出入りすることが頻繁に予想されているにもかかわらず、大変見えづらい信号しかないということで、地元の方、業者の方からも不安が出ているようです。

もともと歩行者用の信号ということで、従来からも車の出入りには危険で何とかしてほしいとの希望があったところですが、大変混雑がますます思い切った対策が求められておりますが、どのように対処を考えておられるのかお聞かせください。

(4) 事件事故等で新たな情報があるかについては何もございませんでしたというお答えをいただけるように強く再発防止への要請を重ねていただきますよう求めたいと思います。

次に、2件目として、安全安心なまちづくりについて。

(1) の高齢者世帯への火災報知器購入支援については考えていないとのお答えでした。むしろ現行の高齢者宅の火災による緊急事態に備えた火災安全システムによる支援が大事であると考えているとのことですが、この制度についてどのような制度で、利用対象者はどのようなものがあるかについて御紹介をください。

(2) として、市営住宅等の公共住宅、市内ＪＲ各駅については、現在のところ設置はまだされていない状況とのお答えでした。公共の場、公園、グラウンドについては、ＡＥＤ設置状況はいかがでしょうか。公園等含め市営住宅等の公共住宅、市内ＪＲ各駅での設置の今後の見通し等についてお聞かせいただきたいと思います。

(3) として、７５歳以上の高齢者入院見舞金支給制度についてのお考えは現時点ではないとのことでした。それでは、日の出町のように７５歳以上の高齢者医療費の助成をすることについては、どのように考えておられるかお聞かせください。

(4) として、ヘルパー養成講座で、在宅介護支援することについてのお考えについてお聞きした件ですが、来年度の東京都の施策の中でも、ヘルパー資格取得支援策なども実施される予定とのことですが、それについて御紹介ください。

3 件目、環境重視の時流にかなった自転車駐輪場無料化について。

今改めて環境に負荷をかけないことが大きな世界的な課題となっています。従来とは比べられないほど、いかにむだなエネルギー消費を抑ええるかが社会の重大な関心事となっています。究極の環境に優しい乗り物が、現状では自転車または歩行です。徒歩での移動かこの自転車の利用を大きく促すことは、今の社会の要請にこたえるものです。そして、利用促進する最大の方策は、駐輪場を無料にすることです。お金を払うシステムは、機械の設置や徴収所の事務も必要とするむだな投資を招き、市民に必要以上に負担をかけます。その上、自転車利用を遠ざけます。最小限の管理は必要ですが、市民と行政の負担を足し合わせてみれば、むしろ有料であるより軽くなります。本来市民の税金は、こうした生活に密着したところにこそ用いられるべきで、最も税金の有効活用、生きた使い方と言えます。私は指定管理者に委ねる有料化を続けるべきではないということを指摘したいと思いますが、無料化についてどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

4 件目、環境にやさしい福祉バス市内循環バスについて。

①利用登録及び運行の状況についてお尋ねいたしました件ですが、利用登録の伸びが落ちるのは当然でそこそこ浸透し、これからは鈍化の傾向かと思います。少し気になるのは9月に比べ、10月の乗車人員が減少傾向にあるということです。原因として、何か気づいたことはありますか。この点をお聞かせください。

利用登録者の利用者別の内訳について、今後の課題として伺っておきます。どこかで登録更新をかけるかと思いますが、その際、厳密には分けられないと思いますが、高齢者、障害者、妊婦、未就学児、おのこの介助者と詳細分析が可能なように、利用登録者に余り負担をかけない形での登録分類の工夫をお願いしたいのですが、これについてのお考えをお聞かせください。

利用者からの御意見ですが、当市の福祉バスは落ち着いてデザインそのものは悪く

はない。ただほかの老人介護バスと区別がつかずに見誤りが多い。羽村市のハムランのように、車の形に特徴があればわかりやすい。もっとバスの外観の塗装を思い切って変えるなどして目立つものにしてほしいとの声がありますが、いかがお考えでしょうかお聞かせください。

②市外の方と福祉バスの利用は、運輸局の許可条件でできないということでやむを得ないことですが、こうしたさまざまな利用者の御不満も聞くことが試行段階では特に大事なことです。私が聞いている声としては、一時的に解決している公立福生病院への乗り入れとか、市内循環バスの希望、羽村市の温泉プール、瑞穂町の葬祭場、あきる野市の瀬音の湯などの相互乗り入れ、近隣市の友達と同乗したいなどの意見がありますが、これまでどのような不満を寄せられているかお聞かせください。また、どんな形でこうした声を拾い上げる取り組みをされているかをお聞かせください。

③市内循環バス導入検討調査結果や福生市の実績などから、市内循環バスを走らせることは大変困難であるという認識は変わっておりませんとのお答えでした。高齢者などの交通弱者対策として福祉バスの試行運転をしたわけで、現時点では福祉バスの試行運行に努めることが大事と前回と同じお答えでしたが、担当者としては当然の答えかと思います。しかし、環境政策として、市内循環バスの取り組みが重要だということです。ことし4月から、北海道のニセコ町では、それまでのスクールバス、福祉バス、一部の路線バスが廃止され、市内循環バスが6系統、早朝は7系統、1路線1回乗車につき100円で走り始めました。当市では、福祉バスが試行運転の段階ですし、福祉バス運行は大歓迎の立場です。ただ、早くからこうした事例にも学ぶことが必要ではないか。福祉バスを廃止してまでなぜニセコ町では違う方法を選んだのか。数年後を見越した取り組みについても試行段階のいまだからこそ、さまざまな市民の声を聞き取り、今後に生かしていくことが大事ではないかということだけ述べておきたいと思います。

5件目、中小商工振興について。①緊急資金融資の実施、融資限度拡大、利子補給の拡大等ですが、「五つの元気」ワーキングチームにおいて、融資限度額の拡大、同一資金での限度額までの追加融資、融資条件の緩和などについての検討を進めているとのお答えでしたので期待をしたいと思います。

米国発の金融経済危機の影響から始まり、日本では、トヨタを初めとした大企業と非正規解雇3万人以上、いすゞ自動車では、1400人の期間派遣労働者を契約途中で打ち切る労働契約法違反まで起こしております。日本IBMでは、正社員100人の首を切ろうとしております。大銀行の貸し渋り、貸しはがし問題などは、世界不況を今度は日本から追加発信することになりかねません。これらに対し、国にコントロール能力がないとすれば、未曾有の大不況の実態を今から予測せざるを得ません。

日本共産党は、12月4日きのう、雇用中小企業を守る年の瀬緊急対策を麻生太郎首相あてに要請書届け、本日5日に党首会談を開くよう申し入れをいたしました。福生市でも覚悟を決めて、市内中小商工業者を守る施策が求められるところです。お答えの中の国の施策でもありますセーフティーネット保証制度というのは、618業種

を対象にした原材料価格高騰対応等緊急補償、緊急保証セーフティーネット5号かと思いますが、制度の紹介をお願いいたします。

②商店街の活性化を図るために取り組んでいる振興策、さまざまな取り組みをされていることがわかりました。加藤市長自身も、地元商店経営者出身ですので、心強く期待をし、地道な取り組みの発展を希望するにとどめます。

③公契約条例の実施については、尼崎市が12月議会で条例審議に入ることが予定されておりますが、他の自治体の案など、まず収集に努めていただきたいと思います。そこで、現在の収集状況、収集した内容などについてお聞かせください。

6件目、中学3年生までの医療費無料化の見通しと、乳幼児医療費制度の所得制限の撤廃についての関係です。

こうした施策は、本来的には国の責任負担のもと、当然に実施すべき問題であります。今の政権では夢のまた夢でしかありません。何人かの方に既にお答えいただいておりますが、東京都では来年10月実施の方向、中学校卒業までは入院費については無料となるよう助成する。通院費については、1回200円の自己負担でこれを超える分については、助成するとの方向が出されているということで、市民にとって大変うれしい知らせです。しかし、問題があります。実施の判断は各自治体、負担割合は折半、つまり当市が実施する場合、福生市が半額負担しなければならないということであります。公立福生病院の経費負担もそうですが、本来財政力の大きな東京都が、全都民的に必要なとする医療費、健康維持に要する共通の費用について、各自治体に過大な負担を負わせるのは大変理不尽な話であります。しかも、区部と違って一段と財政力が乏しい市町村には、特別な配慮がされてしかるべきであること。ましてや、義務教育終了まで、つまり中学生3年生までの医療費無料化は、東京都知事である石原慎太郎氏の公約でもあるわけですから、東京都が全額負担していただくのが筋と言えます。市長会の中でも東京都に全額負担していただくような働きかけ方をされる予定のようですが、そのあたりのところを詳しくお聞かせください。幸いにも、たとえ厳しい方向にあったとしても、加藤市長自身の公約でもあるので、「五つの元気」のワーキングチームで、中学3年生までの医療費無料化の見通しと、乳幼児医療費助成制度の所得制限撤廃について、拡大に向けての検討を行っているとのことでお答えです。大型不況の進展で市民の生活は大変になる一方のいまですので、来年の10月実施ではなく、来年度初頭、平成21年4月からの実施の方向でお願いしたいと思いますが、その点でのお考えをお聞かせください。あわせて市単独実施の場合、必要となる予算額はどの程度か。中学3年生までの医療費無料化では何千円で、乳幼児医療費助成制度の所得制限撤廃では、何千円かについてお聞かせください。

7件目、市庁舎について。①女性トイレが狭いとの意見がありまして、日本建築学会が示している建築設計資料集成などを参考、トイレの広さを確保しているとのことですが、狭いと印象を持つ方がいることは問題が内在していると思います。庁舎の使い勝手を初めとしたこのような声を聞く、取り上げる方法としてどのようなことを実施されておられるか御紹介をいただきたい。

②市庁舎のトイレを休日にも利用可能とすることについては、休日等の日でも当直に声をかけていただく必要がありますが、庁舎のトイレ利用することは可能とのことで安心いたしました。了解いたします。

③市民に開かれた市庁舎の目的がカウンター越しの対応で実現できているかについてですが、言い訳を聞くために質問したわけではありません。お聞きした表現が悪かったのだと思いますので言いなおしますが、市民に開かれた市役所と市議会を目指し、市民とともにある新庁舎の実現を図りますと、基本理念の最初に掲げられておりますので、カウンター越しの対応で市民に開かれた市役所という目的がどんな点で果たされたか、成果についてお聞かせください。あわせて、この理念が掲げられた同じ年、平成16年にニセコ町が内閣府経済社会総合研究所の3項を目標とする自治体の1位に選ばれております。平成19年度調査の町民アンケートでは、行政サービス満足度は満足11.5%、まあ満足47.5%とあわせて59%を得ているまちですが、情報共有と住民参加のまちづくりで全国的に有名です。このまちでは、個人情報についての神経を払いつつ、住民が自由に執務室の中に入出入りしていただけるよう工夫を凝らしていると聞いております。区画整理計画などは、逆にできるだけ早い時期に素案のうちから広く自由に見ていただくのだそうです。こうしたまちの運営の実際を研究されたいかがでしょうか。

以上、大きく分けて7件のうちそれぞれについてお聞かせください。よろしくお願いします。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、奥富議員の再質問のうち、私からは米軍基地について答弁させていただきます。幾つかございますので、なお、永田橋関係につきましては、都市建設部の方から答弁させていただきます。

初めに、航空総隊司令部庁舎関係の建築計画通知書などの詳細情報を得る方法ということでございますけれども、建築契約通知書などの情報を得るための開示請求の件ですが、開示請求の提出先は文章の作成者である北関東防衛局かあるいは文書の提出先である多摩建築指導事務所になると思います。その際の書式につきましては、それぞれ期間において定められていると思いますので、ホームページ等で御確認いただければと思います。

例えば、北関東防衛局に開示請求をする場合には、担当部局部署が情報公開・個人情報保護室となっておりまして、直接出向いていただいて申請をする方法と、郵送による方法とがあるかと思います。また、その際の申請書の様式は決められておりますので、窓口で申請書を受け取るか、あるいは防衛省のホームページからダウンロードすることも可能かと思っております。

次に、庁舎棟と機械棟の地下掘削がおおよそ20メートルということで、どのように聞いているかということでございますけれども、庁舎棟と機械棟の地下掘削の件につきましては、これは、建物の詳細などの防衛能力にかかわる事項であるとのことでございまして、これに関しましてはこれ以上の情報提供は受けておりません。

3点目の残土の搬出の関係でございまして、来年の5月までに終わるのかと

いうことでございますけれども、残土の搬出期間につきましては、現時点では北関東防衛局からは、おくれるとの情報は聞いてございません。

4点目の新たに追加されました残土処分場の受け入れ事業者名と所在地でございますけれども、4カ所目の残土処分場の受け入れ業者は、ほかの3カ所と同様に、株式会社建設資源広域利用センターでございます。4カ所目の場所は、青梅市日向和田2の155番地だそうでございます。

それから、土壌検査の関係での公表関係につきましても、私の方から答弁させていただきます。土壌検査の関係ですが、北関東防衛局から土壌検査の結果につきましては、適宜情報をいただいておりますのでございまして、これまでの試験において基準に抵触するような有害物質の検出がないとの報告を受けており、土壌検査の結果についても確認させていただいておりますのでございます。また、実施している路上検査は、環境省告示に基づく調査項目について実施されております。この結果につきましては、公表は行われていないものの情報提供がございますので、公表についての判断につきましては、国の考え方であると捉えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○都市建設部長（小峯勝君） 私の方から永田橋関係について、御答弁申し上げます。まず、アスファルト舗装の時期でございますが、先ほど企画財政部長の方から御答弁申し上げましたように、業者は決まっておりますが、まだ実施時期については調整中ということでございますので、西多摩建設事務所の方に早目に実施するよう調整してみたいと思います。

また、次に交差点の思い切った対応ということでございますが、既に現在工事が東京都の方で進められておりまして、工事の工程も済み変則的な交差点になっておりまして、歩行者等の横断の安全確保を図るために、東京都西多摩建設事務所が警視庁と協議しまして、工事期間中の暫定ということで、歩行者用の信号機を設置しているところでございまして、この御質問の交差点の抜本的な、思い切った処理となりますと交差点に信号機が必要と考えられますが、警視庁との協議の中で決まっておりますので、確かに車等の見通しも悪いということもございますので、工事を施工しております西多摩建設事務所と、福生警察署との調整をしてみたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、私の方からは、安全安心なまちづくりに関係して2点、それと福祉バスについて御答弁申し上げます。

まず、火災安全システムの制度内容と利用対象者でございますが、この火災安全システムにつきましては、平成16年度に事業化をいたしました。

制度の内容といたしましては、ひとり暮らし高齢者等に対しまして、家庭内での火災による緊急事態に備えまして、住宅用防火空き地、具体的には、火災警報器、自動消火装置、ガス安全システムなどを設置いたしまして、火災発生に伴う火災警報器からの信号を直接東京消防庁に自動通報することによりまして、火災に対する迅速な消火活動、並びに高齢者の救助を可能にする制度でございます。利用対象者といたしま

しては、市内在住のおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で、慢性疾患などがあることにより、常時注意を要するあるいは、防火等の配慮が必要な方となってございます。

次に、東京都が実施を予定いたしておりますヘルパー等資格取得支援策の内容でございますが、東京都から詳細な内容につきましては、まだ示されておりませんが、これは生活支援の観点から、低所得者がホームヘルパーなどの資格を取得した際の講習受講費用を助成する制度と聞いております。内容につきましては、支給額1人当たりで受講費の助成額が10万円、生活費の助成額が10万円、合計で20万円を助成するという内容でございます。もちろん低所得者でございますので所得制限等はあるかというふうには思っております。実施の時期につきましては、早ければ来年4月というようなことで聞いておるところでございます。

続きまして、福祉バスに関係いたしまして、まず初めに、10月の利用者が9月よりも減少しているということでございますが、特にこれといった原因は思い当たるところはございませんが、季節的なものもあろうかと思えますし、その程度かなというところでございます。いずれにしても、今後、月ごとにいろいろと変動はしてくるんだろうというふうに思っておりますので、特にこうした理由によってということは現時点では思い当たるところはございません。

続きまして、利用登録者の分類ということでございます。介助者ということでございますが、これにつきましてはなかなか具体的に特定するということが、特に高齢者の介助者ということになりますとなかなか運用面で対応できるという場合も当然ございまして、改めてその利用登録証を発行するということで至らない場合もございしますので、なかなか実際上は難しいかというふうに考えております。

今後ですね、登録の更新も考えていく必要があるかと思いますが、そうしたところでいろいろと工夫をしてみたいと、そんなふうに思っているところでございます。

次に、バスの外装でございます。現行のバスは、いわゆる旧老人福祉センターの送迎用バスとして活用を図ったものでございます。

現在試行段階ではございますが、今後本格実施ということになれば、いずれかの時点で車両の交換ということも当然考えられるわけでございます。その際に、いろいろと考えて出していただければと思っておりますが、ただ利用者あるいは市民の皆さんの御意見も当然聞かなければならないでしょうし、そんなことを今後考えていきたいと考えております。

次に、利用者の方から寄せられた意見ということでございますのですが、当初、いろいろ苦情等、あるいは御意見をいただきましたが、これらもとおりあえずは落ち着いているのかなというところでございます。強いて上げますと、「もっと駅の前まで行ってくれ」。それから、「お金払ってもいいからだれでも乗せてくれ」ということはお伺いをいたしております。ただ、福祉バスという目的から、それはということで御理解をいただいているところでございます。

それから、どんな形で意見を聞いているかということでございますが、基本的な意

見聴取システムというようなものはございませんが、福祉センターには福祉センター利用者の意見箱等が設置されておりますので、そうしたものも使い、なおかつ直接お電話あるいは来所していただいて御意見を伺ったり、あるいは市長への手紙等、そうしたもので対応いたしておるところでございます。

○総務部長（野崎隆晴君）　続きまして、2項目目の安全安心なまちづくりについてのAEDの設置についてでございますが、基本的には不特定多数の方が多数出入りする施設で、かつ常駐の職員や管理する方がいらっしゃる施設への設置を進めておりまして、今後につきましては、管理棟のある屋外体育施設への設置を検討してまいりたいと考えております。このことにより、屋外の体育施設と併設しております公園、具体的には、南公園、福東公園、武蔵野台公園につきましてもカバーできることとなると考えております。なお、市営住宅につきましては、不特定多数の方が出入りする施設ではなく住宅でございますことから、現段階では設置は考えておりません。

また、市内の各駅についてでございますが、J R 東日本八王子支社で確認をいたしましたところ、1日の乗降客が5万人以上の駅に設置しておりまして、東日本では131の駅に設置済みとのことでございます。近隣では、立川駅、八王子駅に設置されておりますが、市内のJ Rの駅には設置されていない状況でございます。なお、福生駅に隣接しておりますプチギャラリーには市で既に設置済みとなっております。

次に、3項目目の自転車駐車場の考え方についてでございますけれども、先ほど市長答弁でもございましたとおり、無料であった時代のさまざまな問題、またこの問題を解決していくために自転車駐車場を整備した経緯等、こういった経過等を踏まえまして、有料化とさせていただきますが、このことによりまして市内の自転車駐車場につきましては、現在、良好な形で管理運営されていると、そのように思っております。今後につきましても、良好な形で管理運営に努めてまいり所存でございますが、適切な管理運営のためには相当の経費が必要となってまいりますことから、利用者の皆様方には施設を利用する方と利用しない方の受益者負担の考え方をよく御理解、御説明をさせていただきますながら、無料化の時代のころのような自転車が交通の障害、景観の阻害とならないよう有料化のもとで適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、5項目目の中小企業振興についての公契約の条例化の動きでございますが、国分寺市では公契約の条例化について3年後を目途に検討しているとのことでございます。それと、町田市では勉強初めているとのことでございますが、特に、具体的にいつまでとの目標は定めていないとのことでございます。また、先ほどの御指摘がございました兵庫県尼崎市では、議員提案で公契約条例をこの12月議会に上程されたとのことでございます。それと山形県では、来年の4月から条例化するとの情報がございましたので、早速、山形県に問い合わせをしてみたところ、山形県で条例化する契約方式の名称は、山形県公共調達基本条例という名称ですが、国交省が推奨している契約方法でございます総合評価方式の考え方に沿った内容とのことでございました。

続きまして、市庁舎についての庁舎の使い勝手を初めとした市民の声を聞くことに

ついてでございますけれども、このことは新庁舎のこのみならず、行政全般にわたり重要なことでございますことから、従前より常にその推進を図っているところでございます。その具体的な方法といたしましては、直接的コミュニケーション方式でございます窓口、電話が基本的な手段で担当課対応としているところでございます。それと、制度といたしましては、市長への手紙が挙げられますが、これにつきましては、文書による手紙等で郵送できるほか、市ホームページでも受け付けをしております。市ホームページ上では、その他に市民の御意見箱など設置をいたしております。また、要望、請願やパブリックコメントの制度もございます。さらに、出前講座市民会議、市民との協働の場などでも多くの市民の皆様の意見を聞くことができると思っております。

組織上での対応といたしましては、秘書広報課の広聴部門で担当しているとともに、フロアマネージャーを含む職員全員が常に市民の方の受け皿として御意見等を聴取する体制で臨んでいるところでございます。

続きまして、次に市庁舎につきまして、市民に開かれた庁舎という理念の成果でございますけれども、カウンター越しでの対応につきましては、個人情報の保護の観点からも必要な対応でございまして、このことと市民に開かれた市役所ということは全く別の問題があると、そのように考えております。開かれた市役所の成果といたしましては、七夕まつりやほたる祭りの絵画展、それと平和パネル展、あるいは介護の日のメッセージイベントなど、市庁舎1階で開催され、現在は福生周辺の野生動物展、親子で遊ぶ会や写真のサークルなどの活動記録の展示やボランティア団体などの紹介などが開催をされております。

今後につきましても、耐震相談等耐震パネルなどが開催される予定となっております。行政の情報だけでなく、市民活動の情報も多く発信できるような、そんな形としてまいりたいと考えております。なお、先ほど議員の方からお話がございましたニセコ町でございますけれども、直接問い合わせをさせていただきましたが、10年ほど前に威圧感のある高いカウンターから低いカウンターへ変えたことで、当時かなりこのことが話題となったとのことでございまして、カウンターにつきましては、当時から今現在におきましても、使用しての対応をしているとのことでございました。

○市民部長（野島保代君） 私からは2項目目の3点目、75歳以上の高齢者医療費の助成についてでございますけれども、後期高齢者医療制度につきましては現在、保険料などの負担軽減措置がさまざまなされているところでございます。

後期高齢者医療制度は、医療制度改革の中で高齢者の方々、現役世代、公費のそれぞれの負担を明確化し、国民皆保険を堅持することを趣旨、目的として導入された制度でございまして、この趣旨、目的から申し上げまして、当該助成については大変難しいものと考えております。

○生活環境部長（森田秀司君） 私からは、5点目の中小企業振興策のところ、現在量価格高騰対策等緊急補償でございます。

この制度は、今の10月31日から平成22年3月31日までを取扱期間として開

始したもので、原油・原材料価格の高騰や、仕入れ価格の高騰の影響強く受けている業種の中小企業者を対象としており、資金の用途は事業資金となっております。また、昨年10月から適用されております責任共有制度に該当しないということで、信用保証協会が100%補償するということから、金融機関の貸し渋りを回避できる制度となっております。対象は、中小企業信用保険法第2条、第4項、第5項で規定をしております全国的に業況の悪化している業種の中小企業者で、この業種は現在618業種に拡大をしているところでございます。

当該該当要件といたしましては3点ございまして、最近3カ月の平均売上高等が前年同期マイナス3%以上となっております業種ですとか、三つにございます。そのところに該当したものにつきまして、市が特定中小企業と認定することによりましてやっております。また、信用協会の保証限度額は普通保証で2億円以内、無担保保証で8000万円以内、無保証で1250万円以内となっております。貸付の利率は、融資を行う金融機関所定の利率で、貸付期間は10年以内となっております。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、医療費の無料化の関係でございすけれども、東京都の提案内容、これを協議はどのようになされているのかと、いうふうなことでございます・・・。

○副議長（羽場茂君） 通告時間1時間30分を過ぎましたので、以上で8番、奥富喜一君の一般質問を終了いたします。

~~~~~

○副議長（羽場茂君） 次に、18番大野悦子君。

（18番 大野悦子君質問席着席）

○18番（大野悦子君） 一般質問をさせていただきます。最初に2項目ですが、2項目目の教育行政について2点挙げてありますけれども、青少年の意見発表大会については子ども家庭部ですので、最初に訂正をさせていただきます。

それでは、庁舎管理について。11月13日に秋の市内植栽が行われました。この春からは、集合場所が丘の広場、顔なじみの人たちが集まりました。庁舎の回りは、エコポットが10個ほど、市営プールも花壇をとっばらい自然に返したので、植え付け場所は牛浜駅東口が主な植え込み場所となりました。

さて、丘の広場に立って目立ったのが、れんがの大きなひびが目につきました。集まった皆さんからも、これはスケボーをやっているとかそのせいだという話をされていましたが、これらのひびについてお気づきでしょうか。スケボーが原因なのでしょうか。修理はもちろんひびの原因究明と、対策は何かされたのでしょうか。

次に、芝生の管理について。先日初めて、丘の広場の芝刈りが行われたようですが、だれがどのように芝刈りをしたのでしょうか。また、これからの管理についてどのように考えていらっしゃるんですか。また、設計段階でのイメージでは、市民が手をつないで芝生を歩いている様子があったと思いますが、まだ植え付けが1年目であり、養生中というままで立ち入り禁止になっています。このことについて、どのようにお考えなのかお考えをお聞かせください。

また、2棟の西側の夜間入口横の山ぼうしが2本、また、商工会館側の資源回収ステーション近くの一本がとうに枯れております。これはどのようにされるのか、そのままになっているので、検討がされているのでしょうか。まだ保証期間中ではないのでしょうか。どうなっているのか、対策をお聞かせください。

次に、いよいよ2棟目もでき上がり、視察も多いと聞いています。最近、2時間の時間内でも熱心な説明、あるいは質疑で時間が足りないようなこともあるとか。また、受け入れに際して熱心な姿勢のない団体は断るとか、そんなことも耳にしました。視察の対応について、中身について教えていただきたいと思います。

以前、一般質問でエコ、省エネ環境対策諸施策の成果ということでお聞きをしました。2棟目もでき上がり、これらの取り組みについて具体的な数字での評価、あるいは効果ができることに期待を持って見ておりますが、これらの取り組みによっての評価、効果はどのように示されるのでしょうか。比較がないと、効果、価値がわからないので教えていただきたいと思います。

次に、青少年の意見発表大会について。

第15回青少年の意見発表大会が11月1日午後1時30分から市民会館小ホールで開催されました。この大会は、中学生や高校生が日ごろ考えていることや体験などを自由に発表することにより自立心、創造性、社会性を育てる機会とするとともに、広く一般市民が、中学生、高校生の意識や行動に対する理解を深め、青少年健全育成の充実に資することを目的ととなっています。

毎年のことですが、自分の主張をしっかりとした意見発表を聞いて、本当にうれしい気持ちになりますし、また、発表者一人一人に対する丁寧な公表を聞くのも楽しみにしております。今改めてこの大会を始めるに当たってのきっかけと経過について、また、回を重ねてきた関連の取り組みへの課題、また、どのような工夫や御苦勞があったのかをお聞かせをください。

先日、地元の新聞で、青梅市小中学校の主張大会というのが行われたという記事がありました。これについては、参加者に市長賞や審査員特別賞などの受賞があるというふうにありました。その中で、市の伝統文化奨励、表彰があり、はやしや獅子舞、太鼓、花笠のように、市に伝わる伝統芸能を継承し、活動している小学校や中学校の生徒へ8年度から表彰制度を始めたというふうにありました。昨今、あちこちでお祭りが盛んになっています。そして、いろんなところでのイベントなどで和太鼓の演奏も特徴あるものを聞くことができます。

小学生・中学生がこのように伝統文化の継承に参加する意味を理解し、表彰するというような形で評価するということは励みになると思うし、おもしろいことと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、子ども議会について。福生市では近隣市に先んじて、青少年の意見発表もそうですが、子ども議会についても取り組みがされてきました。この子ども議会について始められた今までの経過と現状、また、どんなふうに行われているのか、当日までの取り組みの進め方についてお聞かせをいただきたいと思います。また、子ども議員

の選らばれ方、学校との関わり、あるいは教育委員会との関わりなどについて教えてください。

以上、1 回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) それでは、大野悦子議員の御質問にお答えいたします。

庁舎管理についての1 点目、丘の広場を中心とした施設管理についてのれんが部分のひびにつきましては、郵便局側から丘の広場に上る階段の1 番上のれんがのひび、竣工の時点では気づきませんでしたが、市でひび割れを確認したのは、七夕まつり後でございます。原因につきましては、はっきりとはわかっておりませんが、下地コンクリートの収縮なども要因の一つと考えておりまして、業者の責任により、補修工事を終了しております。

次に、丘の広場の芝生の刈り取り作業をだれがどのように行ったかにつきましては、7 月下旬にボランティアの職員により、庁舎の周りと丘の広場の草むしりを行いました。このときに、職員が芝刈機を使って実施したところでございます。

その後、8 月下旬の防災訓練の前と11 月上旬にも職員が芝刈りを実施しております。また、丘の広場は、養生中のため、市民の方の芝生への立ち入りは、お断りしておりますが、来年度からは芝生の部分も開放してまいりたいと思っております。なお、枯れた三本の山ぼうしにつきましては、今月中に委嘱する予定でございます。

次に、2 点目の視察者への対応についてでございますが、4 月から11 月までに32 の団体、385 人の方を受け入れております。このほかにも一般市民の方や建築学科の学生さんなど、個人で庁舎見学に見えた方も151 人受け入れたところでございます。

視察者への対応は、その目的により異なってまいりますが、基本的な対応といたしましては、パンフレットを利用し、庁舎建設の経緯や防災拠点、市民サービスの充実などの庁舎建設の基本方針を説明いたしまして、その後、庁舎を御案内いたします。庁舎内の配置替えの計画の原因や、予算の御説明などを行っております。視察の目的はさまざまでございますが、庁舎の建設計画を持った自治体は熱心でございまして、組織内の検討時期や市民の方々の御意見の取り扱い、議会への対応などの御質問が多いようでございます。また、庁舎見学の際もワンストップサービスの効果や1 階の照明について、照度の基準に達しているのかなど、デザインのみではなく、実用面での御質問が多いようでございます。また、視察時間でございますが、庁舎見学だけで約1 時間、説明や質疑応答で30 分から1 時間30 分程度を利用して対応しているところでございます。

次に、3 点目の省エネの取り組みにつきましては、天然ガスを利用するコ・ジェネレーションシステムによる95 キロワットの発電とその余熱を利用した冷暖房システム、さらに10 キロワットの発電能力のある太陽光発電を導入したところでございます。

次に、省エネの評価でございますが、旧庁舎と新庁舎ではいろいろな点で条件が異

なっております。例えば冷暖房の燃料は、旧庁舎では重油を使用しておりましたが、新庁舎では電気を使用しております。ほかにも庁舎の面積や庁舎の中の職員数なども異なることから、省エネの効果を数値化することは困難と考えております。省エネとも関係があり、地球温暖化の原因でもあります二酸化炭素の発生量を旧庁舎と新庁舎での1平方メートル当たりで推計したところ、年間の二酸化炭素の発生量は、旧庁舎では73.32トン、新庁舎では53.18トンとなり、その差は20トン以上あることから、地球温暖化の原因である二酸化炭素の抑制には効果があったと考えております。

次に、青少年意見発表大会についてでございます。15回目となりましたことしの大会は、11月1日に市民会館小ホールで約170人の市民の皆様に御来場いただき開催されたところでございます。

さてこの大会は、平成6年度に青少年問題地区委員会委員長会から、中学生や高校生が日常生活に関することや、体験を通じて考えていることを自由に発表してもらう機会があってもよいのではないかとの御意見がございまして、東京都等で実施されていた小中学校の主張大会を参考といたしまして、教育委員会において、第1回目が開催されたところでございます。

次に、この大会開催に当たりましての工夫や苦勞ということでございますが、中学校や高等学校から意見発表作品の応募をいただき、発表時間の関係もございまして、約15作品に選考させていただいております。各学校間での発表者の偏りや、発表内容が似通らないようにしております。また、当日発表者からは、堂々とした意見発表がありますので、多くの皆様にごらんいただきたいとの思いから、広報や地方紙への情報提供など、関係機関へ御案内してところでございます。

次に、青梅市では、おはやしや獅子舞などの伝統芸能を継承している小中学生に対し、伝統文化奨励表彰の制度が開始され、福生市としても、伝統芸能の継承という面から表彰できないかとのことでございます。

現在、福生市善行少年表彰実施制度があり、少年の行為が他の模範となると認められ、関係機関等から御推薦をいただき審査し、青少年問題協議会で表彰をしております。平成20年度では、個人5人と3団体が表彰されておまして、個人では、福生消防署からの推薦による防火に尽くした行為と、青少年育成南田園3丁目地区委員長からの推薦により、地域のボランティア活動などへ積極的に参加した行為となっております。

団体では、福生第一中学校生徒会に対し、学校長からの推薦による校内の美化活動と、募金活動などに尽くした行為と福生第二中学校吹奏学部に対し、学校長からの推薦による地域の催しなどでの演奏活動など、社会福祉に尽くした行為がございました。また、都立多摩工業高等学校、J R支部に対し、学校長からの推薦により車いすを整備し、海外に子ども用車いすを送る事業に参加した社会福祉に尽くした行為がございました。以上のとおり、この善行表彰の推薦に当たりましては、地域や社会福祉への貢献や防火や防犯に尽くした行為などを含め、10項目があり、推薦団体も市内の小

中学校長や、高等学校長、町会、自治会などの11団体としております。

したがいまして、この善行表彰の基準からは、御質問の伝統芸能の継承だけでの表彰までは難しいところと考えておりまして、今後新たな表彰制度の制定が可能かどうか、教育委員会とも調整をさせていただきたいと存じます。

2点目の子ども議会につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

以上で、大野悦子議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（羽場茂君） 午後1時まで休憩といたします。

午後0時1分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

羽場副議長に代わりまして、議長を務めさせていただきます。羽場副議長、お疲れさまでした。

（教育長 宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君） 大野悦子議員の御質問にお答えをいたします。

子ども議会についての御質問でございますが、初めにきっかけと経過措置、そして現状について申し上げます。

子ども議会の目的は、平成元年に国連で採択をされました子どもの権利条約の中の一つの柱であります。参加する権利の中の意見をあらわす権利を具体化する取り組みとして、子ども議会教育委員会版と銘打ちまして、平成13年6月に第1回目を開催いたしました。

子ども議会は、子どもの権利を守り保障していく一つの機会として、開催をしているものでございます。子どもが自分たちのまちや学校に対する希望や意見を発言できる場を提供し、子どもたちの成長と取り巻く地域や学校づくりに寄与いたそうとするものでございます。

その後の経過といたしましては、子ども議会は市内の各小学校の5、6年生の中から3人ずつ参加をしてもらい、21人の子ども議員で構成しておりますが、初年度は議長2人及び議会運営委員長1人の3人を第一小学校の子ども議員に務めてもらいました。翌年度以降、7校を一巡する形で実施をしてまいりましたが、今年度は8回目となりまして二順目に入りました。現状でございますが、子ども議員の質問は、当初は学校や教育にかかわる質問が多数でございました。したがいまして、答弁も教育委員会の管理職と指導主事が行ってございましたが、その後、徐々に質問内容が行政各方面に広がり、市政全般にわたる質問となってまいりましたことから、今年度からは答弁は質問項目を所管といたします課長が直接答弁を行うことといたしました。また、事業面を子ども議会教育委員会版から教育委員会版の名称をとりまして、単に子ども議会といたしております。

続きまして、子ども議員の選出の方法でございますが、6月上旬ごろに市内の各小学校に、五、六年生3人ずつの選出を要請し、7月上旬には各校から選出をしても

らっております。各校における子ども議会の窓口は副校長となっておりまして、学校では副校長が担任と相談をし選出をしております。教育委員会とのかかわりということでございますが、担当は社会教育課でございまして、社会教育課は各学校へ当該年度の子ども議会の日程及びスケジュールなどの概要を説明し、子ども議員の質問項目や通告内容の提出依頼などを行います。次いで、通告内容によりまして、所管課長へ答弁書作成の要請をいたし、子ども議会当日の約1週間前にはリハーサルを行い、子ども議会の当日を迎えるようになっております。

以上、大野悦子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○18番（大野悦子君） 御答弁ありがとうございました。

芝生の部分の管理、先ほど職員のボランティアでということなんですが、今後の管理をどう考えているのかについては、ちょっと答弁がなかったのでお聞かせをいただきたいと思います。3カ月ほど前に、「ふっさ花とみどりの会」が立ち上がりまして、現在まちづくりや道路、管理等の管轄や範囲あるいは役割等の調整中であります。この部分を公園管理の部分のような形で例えば、組み込んで考えることはできないのかなと思うのですが、それについてお考えをお聞かせください。

それから、山ぼうしの植えかえですけれども、これが2月、3月ごろならば、枯れたものなので植えかえの予定がありますと、立札を立ててもらおうかなと言おうと思っていたのですが、すぐ植えかえるということなので、多分素人目にもあれは排気が、——風が出ていますので、そんなことも原因と考えられるのかなと思いますので、すぐに植えかえるということですので、それならば風除けのようなものをぜひ立てていただいて、それで様子を見ていただきたいなというふうに思いますので、そのときについてはよろしく願いいたします。

それから、庁舎の視察の関係ですが、パンフレットを視察にいらした方々に渡しております。とてもいいパンフレットで受け取った方からも「随分福生市はいいパンフレットをくれるね」という話がありまして、これを、例えば有料にすることについて、どうお考えでしょうかということでお聞かせをいただきたいと思います。

最近、子どもも出先のところで、資料代と称していろんなお金の使い道はそれぞれのようにすけれども、そういうところもありますので、そこら辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、省エネ評価について。やはり、いろいろな形の評価は必要だというふうに思います。何が幾ら少なくなったということだけでなく、いろんな形でのこれだけの諸施策をやっているわけですから、こういうことをやっているというPRとともに、それなりのあらわし方というかそういうことは必要だし、それなりの形はできるのではないかなというふうに思いますので、そこら辺のところをもう少しわかりやすく示す方法を考えていただきたいという意味で、考え方を再度お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、青少年の意見発表については、これはさっきも言いましたように子ども議会の議員の発表と対比するような意味合いでお聞きをしたところであります。福生

市では、先ほど表彰のことにつきまして善行表彰というのがあるということでありま
す。それで言いましたように、地域でお祭りが盛ん、いろんなことで太鼓やそういう
伝統芸能といえるようなことに参加をしている子どもたちがたくさんあります。そこ
ら辺のところを意識しまして、例えばその子どもたちに対して学校での取り組みは何
かありますでしょうか。あるとしたら、文化、伝統芸能ということについての取り組
み、そういうことがどのように行われているのか、地域やPTAといろんな連携など
があるということで教えていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、子ども議会につきましては、子どもの権利条約がきっかけで一応始めら
れたというふうにあります。でも、質問内容を含めいろいろ形で変わってきた。それ
は、事業がそれなりに定着をしてきているというふうに私は思っております。近隣自
治体でも子どもに会議とか、意見発表でなく議会というならば、その選ばれた議員に
対して、議会活動、議員活動をさせるという記事が新聞に載っておりました。そう
いうことをやっているところは御存じでしょうか。そこのところをお聞きしたいと思
います。事業が変わってきたということで、原則が福生市はこういうことで始められた
ということですが、原則を大事にしつつも変わり行くものに対しては、それな
りの対応をしてもいいのではないかと考えております。原則は大事ですが、余
り頑固に固執することなく、いろいろな取り組みをやったらどうかというふうに思
いますので、そこら辺のことについても考え方をお聞かせいただきたいと思います。よ
ろしくお願いします。

○総務部長（野崎隆晴君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、庁舎管理についての今後の芝生の管理についてでございますが、今年度と同
様に職員が対応してまいりたいと、そのように考えておりますが、いま御提案をいた
だきましたボランティアとの協働につきましても、市民の皆様との協働のさらなる推
進のためにも極めて重要なことと考えておりますので、今後多くの団体がございま
すことから、どのような方法がよいのか今後検討してまいりたいと、そのように考え
ております。

続きまして、省エネの評価でございますけれども、現状におきましては新庁舎のパ
ンフレットにも記載されておりますように、省エネルギー対策としてはコ・ジェネレ
ーションや太陽光発電のほかにも窓にルーバーを設置し、魔法瓶効果による熱の損失
を軽減したことや、あるいは雨水を丘の広場の給水やトイレの洗浄水として再利用し
ていることなど、10項目について説明をしてきておりますが、今後につきましては
何が可能か、例えば熱換算で換算をして評価をする方法もあると、そのようなこと
も伺っておりますので、今後このような方法も検討してまいりたいとそのように考え
ております。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、私からパンフレットの有料化について答
弁させていただきます。市で作成、配布しているパンフレット類の全般的なことでご
ざいますので、私の方からということでお答えさせていただきます。

市の観光物につきましては、一部既に有償頒布しているところがございますが、そ

こでパンフレットの有料化についても、自主財源の確保の観点から検討していく必要があると考えております。ただパンフレットの種類も目的も多様でございますので、このため総体的な基準づくりが必要かなと考えております。この基準をもとに個々のパンフレットの内容、目的等を踏まえ、有料化としていくかどうかその辺を判断させていただきたいと思っております。

したがいまして、まずは、他の部局とも調整をさせていただきながら、基準づくりの検討をしてまいりたいと考えております。その上で、新庁舎のパンフレットの考え方が出せればと、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○参事（川越孝洋君） 福生市小中学校におけます伝統文化理解教育の推進についてでございますが、具体的な取り組みといたしましては、福生第三小学校におけます和太鼓、藍染体験、茶道体験の学習活動が、学校の特色ある取り組みとして定着しております。和太鼓につきましては、地域の方の御尽力のもと6年生が運動会で勇壮な和太鼓の演奏を発表しております、観客の方々の心にまで響く大変立派なものでございました。児童も誇りを持って取り組んでおるところでございます。

このほか藍染めにつきましては、3年生から6年生が地域の方々を講師にお招きしまして、藍染めを活用したTシャツや鉢巻などの作品をつくっております。

また、茶道体験では、6年生が総合的な学習の時間におきまして、福生市の茶室「福庵」を活用して実施をしているところでございます。さらに地域において祭礼のおはやしに参加している児童の姿もございまして、校長の講話等で学校の中で取り上げているということでございます。

中学校についての取り組みでございますが、大きくは京都、奈良の修学旅行等があるわけでございますけれども、身近なところでは福生第三中学校のように第1学年で五日市文化、そして第2学年で江戸の文化、そして、第3学年での京都、奈良の日本文化へつながっていくといった学習を深めておるところでございます。これら市内の小中学校におきましては、各教科や学校行事、道徳、総合的な学習の時間等で伝統文化の理解に関する教育を行っております。各学校の児童生徒の実態も踏まえながら、今後とも地域の人材や施設、伝統芸能の活用を工夫しながら、充実を図ってまいりたいと考えております。

○教育次長（宮田満君） 子ども議会につきまして、近隣市の例でございますけれども、八王子市の子ども議会が最近新聞で報道されております。この事業は、同市が制定しています子どもを健やか宣言にある子どもの意見表明権に基づきまして、毎年実施している子ども会議の集大成といたしまして、八王子市子ども議会を実施したということでございます。

当市で実施しております子ども議会につきましては、社会教育施策として行っているわけでございます。特に、少年期の方の学習活動の支援を目指した事業の一つとして実施しているものでございますが、本事業は、平成13年開始してから8回目を迎えました。既に幾つかの課題が明らかとなっておりましたので、今年度は改善を図ったところでございます。今後、この事業は少年期の児童の学習活動の支援を目指しま

して、議員御提案の八王子市で行った子ども議員の議会活動型なども参考といたしまして、例えば子ども議員がより一層市政全般に関心を広め、さらに質問の領域を広げていただけるような学習の機会を事前に設けるなど、また、質問が重複したり偏ったりしないように配慮して、よりよい事業に改善したいと考えております。

○18番（大野悦子君） ありがとうございます。

子ども議会につきましては、ぜひともよそを真似する必要はないんですけれども、会議や意見発表でなく議会というならば、もっとそんな役割や権限やいろいろな形で議員らしさというか、こんなこともできるというようなことをしたら、さらにこの事業ももっと広がっていくのかなというふうに思いますので、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、20番、小野沢久君。

（20番 小野沢久君質問席着席）

○20番（小野沢久君） 御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、一つには新年度の予算編成について。これは、半ば会派を代表する質問でございます。それから、牛浜駅の改修事業の進捗状況について。もう1点が片倉跡地と宇宙科学館構想について。4点目に平成25年東京国体女子ソフトボールについてでございます。

議会の通告時間は1時間30分までとなっておりますけれども、きょうは遠慮をいたしまして、1時間20分の通告をしておりますので、よろしくお願いいたします。

加藤市長が就任をして半年が経過して、議会が3回目で随分慣れてきたのではないかと思いますけれども、市長が誕生した途端に景気が悪くなって、随分大変なことになっておりますけれども、これは市長の責任ではなくて、アメリカ発の世界同時不況でございます、毎日の報道で大変厳しい報道ばかりでございます。派遣や期間労働者の解雇や打ち切りが相次いでおりまして、けさのニュースでも、キャノンが、リストラが始まったということでございます。心配ないのは公務員だけです。まさか市長もこんな厳しい中での予算編成になるとは思っていなかったんでしょうけれども、9月に私が一般質問したときにリサイクルのペットボトルがキロ40円、今それをなかなか買い取っていただくところもなくなってしまったような状況になってくる。まさに急激な景気の後退、日曜日の新聞の折り込みにも求人広告は最近何枚も入ってこなくなった。まさにこれからもっともっと厳しい状況になってきて、この21年度というのは大変厳しい年になってくるのではないかと思います。そういった市長にしてみれば、思いもよらない厳しい状況の中での予算編成になったわけでございますので、幾つか質問しておきたいと思っております。

まず1点目には基本方針、主な施策についてお尋ねをしておきたいと思っております。

とにかく初めての予算編成ですから、それなりに自分がやりたいことを思いがある

うかと思ひます。その辺の施策についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

それから、2番目が財源確保でございます。まさにこういった厳しい中で財源確保をするというのは、厳しくなってくると思ひます。市税の収納率を上げるといっても簡単には上がってこないんではないかと思ひますけれども、そういった中で市税の収納見込みや新たに収入となるものが考えられるのかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

それから、補助金、交付金の増額についてでございますが、まさに今国も予算編成では迷走をいたしております。なかなか方針が決まってこない中で補助金、交付金をどうするのだと言っても見通しが立たないのが、福生市の状況ではないかと思ひますけれども、しかし、それはそれとしても、それを見込んだ上での編成をしなくては いけませんので、その辺の補助金や交付金の見通しについて、増額、減額あるのかどうか、お願いをいたします。

次に、防衛省に対する取り組みでございます。再三質問も出ておりますけれども、まあわが市は、行政の3分の1を基地に提供いたしております。日本の安全と平和に大きく貢献をしていると、常日頃から私は思っております。それと同時に今回の日米の再編で、航空自衛隊の航空総隊が移駐するということで、まさに大幅に基地の強化がなされたわけでございます。

今回たまたま五小の防音改修工事が問題になっておりますけれども、とんでもない話でございます。基地があることによってどのくらい市民が迷惑を受けているかということを考えなければならない。この基地が、これから移駐が完了しますと、22年だそうでございますけれども、日本のまさにミサイル防衛の本拠地になるわけですね。日本の空すべてをカバーするのが横田基地、まさに大変重要な基地になってくるわけです。と同時に、それだけ重要な基地ということは、ある面で見れば危険な基地なのです。テロの対策も十分とっていかなくてはならない。テロ対策が始まれば、検問に何度も合うことがあります。あるいは、昨日も出ました、迷彩服の兵隊がそこら辺をうろちょろしているのも現実にあります。ですから、市民が受ける被害というのは騒音だけでないいろんな部分での昼の生活で被害を受けているわけですから、市長はそのことをきちんと認識をして、やはり防衛省とは対峙していただかなければならないと思ひますので、そのことについて質問をしておきたいと思ひます。

それから、予算執行についてということで、何を聞くのだろうと、こういう出し方をすると、ここで何度も聞きそうなものですから。

ここで聞きたいのは、例の予算の使い切り、それによって裏金ができたりいろんな問題が起きております。過日、会計検査院の調査したところによりますと、12道府県の不正経理を調査したところ、すべてにあると指摘されております。新聞大きく報道されておりますけれども、でたらめ購入の横行なんていうのがありますけれども、これは氷山の一角とも言われております。東京都はこれを受けて、独自で調査をするようでありますけれども、この手口はいろいろありますけれども、一つには「預け」と言いまして、架空発注によって業者の口座に裏金をプールしておいて、そこから名

目にない品物を買取るとか、もう一つは、差し替え請求書と違うものを納めさせるとかというやり方ですね。もう一つあるいは、一括払い、事前に業者の決裁なしで品物をどんどん発注して後から伝票を持ってくると。それぞれを総合したやり方があるようでありますけれども、この方法をよく考えれば、行政自治体の大小を問わず、やる気になればできるんじゃないかという手口でございます、可能ではないかという。そこで、やっぱりよそがやっているとなると、わが市はどうなのかというのは心配になるところでございますから、我が市はこういう面に対する対策はどのようなになっておりますか、そのことについてお聞きをしておきたいと思っております。

それから次に、牛浜駅の改修事業の進捗状況でございますが、これは大変市民の方も願っていること。今回も私でこれが3件目でございます。同一会派で同じ質問は極力控えるということになっていきますから、もっとももっとこのことについて聞きたい議員もいたのではないかと思います。それだけ、今の福生市における重要課題でございますけれども、私が昨年一般質問して以来の経過についてお伺いするのですが、昨年9月の私の一般質問の答弁によりますと「22年度までには改修したいとの考えが示されたということで、JR側で基本設計、実施設計を実施することになりましたので、工事実施が早まる可能性が出てまいりました。そこでJRより、駅計画案を9月下旬ごろまでに、概算額も含めた改修案が提示される予定になっております」ということで答弁をいただいてですね、「比較検討案が提案されたことに一部工事費負担が発生することもありますので、議会と相談をさせていただきたい」と。1年間に何回言ったかい。何もないでしょ。やりっ放しでしょう。私がここで問題にするのは、これの進捗状況は当然聞かなくてははいけませんけれども、こういう答弁をしておいて、こういう重要課題に一般質問をしなければその情報を提供しないという取り組みがいけないと思っておりますので、そんなことも含めてですね、ここでは昨年の9月からの取り組みの経過、そして今後のスケジュールについてわかる範囲でお知らせをいただきたいと思っております。

それからもう1点が、片倉跡地宇宙科学館の構想で、随分昔話になってしまいます。10年一昔ではなくて、いまでは5年で昔だそうでございますから、遠い昔の出来事になってしまうのですが。

昭和63年、田村市長のときに始まった仕事で、石川彌八郎市長の1年目に買収をいたしました。場所は熊川から西側に100メートルぐらいのところ、奥多摩街道の新と旧の交差するところのいまの福祉センター寄りでございますけれども、ここに1.6ヘクタールの片倉工業の跡地がありました。当時、地域活性化と福祉センター用地として先行取得をいたしました。それで石川彌八郎市長になってから、多摩新時代の創生、集客効果のある水準の高い文化施設と地域の活性化を目指すということで、宇宙科学館をつくらうではないかという話が始まりました。そして、同時に福祉センターもそこにつくるということでございましたが、敷地が狭過ぎるということで、福祉センターをどこかに持っていかななくてはいけないということになりました。それで移転したのが今の南田園の現在のところであります。それで、そのあとに具体的な経過を

つくったのが平成2年でございまして、シルク台土地利用計画というのが、あの一体を含めた6.4ヘクタールのところにできました。そこには、宇宙科学館とプラネタリウムと当時は福祉センターもあったのですが、それをつくるということで、それを東京都にやっていただくということで進んでまいりました。随分いろいろな形で、積極的にこれを進めてまいりましたけれども、まあそのうちに東京都の財政が厳しくなりまして、約束してくれた副知事も何回か変わってしまって話が進まなくなっていたのが現状でございまして、地区計画まではいったのですが、そこで現実には頓挫したままになっておりました。そこで買収した土地、当時36億か38億円だったんじゃないかと思いますが、大変巨額を投じたのですが、それでも金利もかかっていることから、東京都にそれを買収していただきました。ほぼ買値で買い取っていただいて、金利の補てんもしていただいたということだと思います。その後、大した働きかけもなく、現在に至っているわけでございますけれども、地区計画はそっくり生きているわけですね。それで、わが市の、福生市の計画の中でも、宇宙科学館構想というのはまだ残っているわけでございますから、石川彌八郎市長の後期の方でもほとんど触れなかった、前野澤市長のときも触れられずに来てしまった。これ市長が代わったわけですから、このことについて、どこかできちっと考え方をまとめていかなければいけないと思います。当時関係した私にも若干の責任もあろうかと思うんですが、そういう時期ではないかと思いますので、そのことについてまず私勝手にしゃべったんで、数字的なあるいは年数的なことはあまり合っていないかもしれませんが、概要と今後これをどうしていくかという市長の見解がいただければなと思いますので、お願いをしたいと思います。

それからもう1点が、平成25年の国体、女子ソフトボールの関係でございまして、国民体育大会は昭和21年、1946年に始まりました。ちょうど私の生まれた年でございまして、もう60何回かになります。それで、東京都が回ってくるのは68回目でございます、ことしが63回だそうでございますけれども、64回が新潟県、65回が千葉県、66回が山口県、67回が岐阜県、それで68回が東京都。それで、そのあとも69回長崎県、70回が和歌山県、71回が岩手県、72回が愛媛県とこうずっと決まっている。早くに決まるのは、いろいろ準備に手間がかかるからと思うのですが、国民体育大会、いろいろいまそういう面では肥大化し過ぎたとか、開催地がいつも優勝しているのではないとか、いろいろ問題もありますけれども、まあまあ今回の場合は、多摩地域でできるという部分では大変歓迎すべきことだと思って、私は市を挙げてこの問題には取り組んでいかなければならない大きなテーマではないかと思いますが同時に、その平成25年ですけれども、その1年前にはもうリハーサルもしなくてはいけないということになってきますと、そう先の話ではなくなってきているのではないかと思います。議会の方には全協等で若干報告はございますけれども、なかなかこれは市民にもPRしていかななくてはならないことだと思いますので、この誘致に至るまでの経過、あるいは概要、これから整備しなくてはならない会場の関係、そして育てていかなければならないボランティアの関係、そうい

ったことについてお尋ねをし、なおかつ今市民にもPRしなくてはいけないと思いますので、PRの方法などについてお尋ねをしていきたいと思います。

1回目の質問とさせていただきますので、簡単な御答弁、わかりやすい御答弁をひとつよろしく願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) それでは、小野沢議員の御質問にお答えいたします。

新年度の予算編成についての1点目、基本方針と主な施策についてでございますが、予算編成方針につきましては、既に御質問をいただいております、重複してお答えする部分もございますが、御了承をいただきたいと存じます。

平成21年度予算は、市長として私の最初の予算編成でございます、編成方針として掲げました総合計画の推進、長期的視点に立った予算編成、財政運営の健全化、既存事業の精査及び新規レベルアップ事業の取り扱いを基本として進めてまいります。また、経常経費の枠配分方式につきましては、引き続き部単位での三つの枠配分方式で実施いたしますが、配分につきましては一部変更しております。旅費、需用費、役務費、委託料などの一般枠配分につきましては、平成20年度と同様に5%減、同じく工事費枠配分につきましても、平成20年度と同じく10%減といたしておりますが、扶助費枠配分は、対象者単価等の増加が見られますことから、3%減から、減なしのゼロ%といたしております。また、昨今の世界的な金融危機がもたらす景気減速の影響により、市税等の減少が予想されますが、「五つの元気」を初めとする新たな施策の実現を図りつつ、健全な財政運営に努めてまいります。

「五つの元気」の具体的施策につきましては、既にほかの議員さんにお答しておりますが、「五つの元気」ワーキングチームで現在検討中ではございますが、乳幼児医療費、義務教育就学児医療費助成の負担軽減、あるいは中小企業振興資金融資制度の見直しなどにつきまして、財源に配慮しつつ、なるべく多くの施策を具体化してまいりたいと存じます。

次に2点目の財源確保について、平成21年度の市税調定の見込みでございます。法人市民税につきましては、景気悪化の影響を受けまして平成21年度は大幅な減少になると予想しております。個人市民税につきましては、平成20年度は大きな影響が出ておりませんが、平成21年度当たりから前年度実績の確保が難しいのではないかと考えております。

固定資産税につきましては、平成21年度が評価替えでございますが、評価の基礎となっております土地の価格は、直近では少し下がっているようですが、3年前の評価替えの時点よりはまだ高い状態でございます、若干の増加となりますが、在来家屋の経年劣化による減少分が大きいいため、合計いたしますとやや減少が見込まれるところでございます。

以上のような主な税目の状況を総合しますと、平成21年度の市税調定見込み額は、非常に厳しくなると予想しております。

次に、新たな収入でございますが、庁内職員で構成された未利用地等検討委員会の

報告では、新たな収入に関する内容といたしましては、売却と定期借地権に関するものがございします。売却の方向で検討が必要とされた土地につきましては、個別の土地ごとに再度、事業代替用地としての適格性、潜在需要の確認、売却方法の検討を含め優先度を点検、精査していきたいと考えております。

定期借地権を活用して有効利用する必要があるとされた土地につきましては、その後に検討させていただきたいと考えております。また、広告収入の対象の拡大、あるいは新たな観光物の頒布代といったものにつきましては、現段階で具体的なものもお示しできませんが、さらに研究を進め収入の拡大につながるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、補助金、交付金の増減予想でございしますが、国は平成21年度の概算要求基準において改革への取り組みを加速進化し、歳出全般にわたる徹底した見直し抑制を行い、財源の重点的配分を行うこととしております。また東京都は、景気減速による都税収入への影響に加え、法人事業税の一部国税化により6年ぶりの大幅な減収税収の減少を見込んでおります。区市町村の補助金につきましては、必要性の検証、役割分担、費用対効果、補助率適正化の観点から十分精査検証し、区市町村の財政支援については、自主性、自立性の向上を図る視点から補助金の整理合理化、補助率の適正化統合を重点化等の見直しを徹底するとしています。したがって、国や東京都の支出金につきましては、歳入の減に伴う歳出抑制が見込まれ、地方交付税につきましては、総務省が全体で対前年度比3.9%減という試算をしております。都の補助金につきましても、補助金の統合、包括化が進み、総額が圧縮されるのではないかと懸念しております。

次に、防衛省に対する取り組みでございしますが、喫緊の課題であります第五小学校の防音機能復旧事業に関しましては、五小だけの問題ではなく、もし騒音測定時の結果だけで不採択となれば、今後、他の小中学校や、老朽化が進んでいる地域会館などの空調機の取り換えも認められなくなるということになります。そのため、今後もっとも効果的な方策を模索する中で、粘り強く要請を行ってまいりたいと思っております。また、9条交付金などの基地周辺対策予算の総額及び対象事業の拡大や、再編交付金が交付されることにより、従来の基地周辺対策が後退することのないよう措置することなどを横田基地対策特別委員会や5市1町で構成する横田基地周辺市町基地対策連絡会などで要請を行っております。さらに新たな補助メニューに関しても、私は率先して要請を行ってまいりたいと考えておまして、現状の補助メニューに満足することなく新たな補助メニューの創設に向け、今後強く要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の予算執行についてでございますが、国の会計検査院による都道府県等における国庫補助事業にかかる事務費等の検査結果報告では、12道府県が平成14年度から18年度までの間に農林水産省、国土交通省からの国庫補助事務費等の検査で預け金一括払い、差しかえなどの不適正な経理処理により、需用費を支払ったり、また、補助対象とならない用途に賃金、旅費を支払っていた不適正な経理に対して指

摘を受けております。

福生市の場合、国庫補助事業といたしましては、厚生労働省、防衛省が主なものでございますが、これらの補助対象事業の執行についての会計検査院や国、東京都の検査におきまして、物品の購入や賃金に関することで特に指摘を受けるようなことはございませんでした。また、市の単独事業におきましても、物品の購入などの納品検査につきましましては、検査員立会人による厳正な検査を実施しているところでございます。また、今までも預け金などのような不適正な処理に関して、監査委員から御指摘をいただくようなことはございませんでした。今後につきましても、なお一層の適正な予算執行に努めてまいりたいと存じます。

次に、牛浜駅の改修事業の進捗状況についての1点目、昨年9月議会からの経過についてでございますが、他の議員への答弁もしておりますが、取り組み経過とJR東日本鉄道八王子支社との交渉につきましましては、早期実施に向けての改修計画案の提示を要請してまいりました。JR側からは昨年の10月に回収案、新設案の提示を受けましたが、JRとの財産区分や耐震工事の詳細を決定するための既存駅舎の設計資料が少なく、実地調査による地震体力の割り出しが必要となり、基礎形状を確定する試掘調査等との現場での資料収集を実施したため時間を要しました。その耐震の結果につきましましては、既存駅舎は構造耐力が不足しており、大規模な耐震補強が必要であるとの報告を受けております。

今後のJRとの交渉につきましましては、本年10月より毎月の協議をJR側へ申し入れておりますので、改修計画案等概算工事費、費用負担を決めるような協議を考えております。

また、2点目の今後のタイムスケジュールについてでございますが、市といたしましては、駅構内及び東西口にエレベーター、エスカレーター設置を基本とする中で、現在国土交通省が自由通路の整備管理について、法律上の位置づけと費用負担を明確にする自由通路の整備及び管理に関する要綱案の内容を固めたとの情報もございます。要綱案の施行時期などがはっきりしてまいりましたら、その要綱に基づき、平成22年度の工事実施に向け議会ともいろいろと御相談をさせていただき、市の実施計画の策定をしていきたいと考えております。具体的に協議が整えば、設計に対する見込みが見えてきて、平成22、23年度に工事実施ができるような環境が整うと考えております。

議員が御指摘のように、確かに昨年9月の答弁後の議会へのお知らせが遅くなりましたことは大変申しわけないと思っております。いずれにいたしましても、1日でも早い完成をJR東日本鉄道に要望し、実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、片倉跡地、宇宙科学館構想についての1点目、経過と概要についてでございますが、時系列に沿った経過につきましましては、担当部長から答弁をさせていただきます。

私も詳しい経過を承知しているわけではございませんが、市では、当時の石川彌八

郎市長、課長のころから関わった野澤前市長や宮城教育長以下、当時の職員、そして小野沢議員を初め、当時の議員の皆様方など、多くの関係者の方々の御労苦や御協力により平成２年当時、福祉センター用地として市の土地開発公社が先行取得していた片倉跡地に東京都が建設する宇宙科学館構想が発表されました。その後、東京都は財政難を理由に構想を延期したため、計画の再開までの土地取得にかかる金利負担の問題もあり、土地については先行して東京都に買収していただき、計画の再開を待つと言ったものでございました。それが平成８年のことで、その後計画再開の動きもなく、現在に至っている状況でございます。

次の２点目の今後の方向についてでございますが、今申し上げましたように、当該跡地は現在、東京都の所有でございますので、まずは東京都が宇宙科学館の建設について今現在どのように考えているのか、確認をする必要があると考えております。その上で、当時の関係者、地域住民の皆様、議会とも御相談をさせていただきまして、市としての今後の方向性を見出していききたいと、このように考えるところでございます。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えさせていただきます。

以上で、小野沢議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

（教育長 宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君） 小野沢議員の御質問にお答えをいたします。

平成２５年東京国体女子ソフトボールにつきましての１点目、その誘致の経過、あるいは概要についてでございます。

平成２５年に開催が予定をされております第６８回国民体育大会東京大会は、平成元年１１月に東京都市長会並びに東京都町村会が東京都知事に対しまして、多摩地域の振興策として、東京多摩国体（仮称）の誘致についての要望書を提出いたしましたことにより、実現を見るという経過でございます。その後、平成１３年に東京国体が内定をいたしましたので、市では福生市体育協会に御意見を聞かせていただきまして、その後、平成１７年には市体育協会会長と市ソフトボール連盟会長の連名をもって、成年女子ソフトボール競技の福生市開催に関する要望書が福生市長あてに提出をされました。市ではこの要望のソフトボール競技につきまして、市体育協会及び市ソフトボール連盟の大会運営の実績や組織力、あるいは福生市の競技場施設規模などを考慮いたしまして、開催可能な競技種目であると判断をし、平成１７年１０月２５日、市長名をもって東京都に誘致希望をいたしました。

２点目の施設の整備やボランティアの育成についてでございますが、まず、ソフトボール競技会場といたしましては、福生野球場と福生市営競技場を考えております。これらの施設の整備につきましては、平成２３年度末までに整備を完了させる予定でその計画をいたしておりますが、両施設とも整備につきましては、国民体育大会競技施設基準に基づく改修等の計画をいたしているところでございます。自下のところ整備内容といたしましては、国体の終了をした後にも両施設が市民の皆様に友好利用が図れることを前提に、野球、ソフトボール、陸上競技、サッカー等の利用団体とも調

整をさせていただいているところでございます。市民の皆様の多様なニーズにこたえられるよう多目的利用やユニバーサルデザインを考慮した整備内容にいたしてまいりたいと考えております。

次いで、ボランティアや職員の育成に関しましてでございますが、現在検討されておりますことは、福生市体育協会を初め、地縁団体、市民ボランティア団体等の協力を得まして、市民の皆様にボランティアとしての御協力をお願いしてまいりたいと考えております。また、職員にありましては、本年8月に庁内に設置をいたしました福生市国民体育大会開催準備連絡会議におきまして、全庁の全職員が市民の皆様と一緒に国体を成功させるために、さまざまな場面でかかわるよう準備を行ってまいりたいと考えており、そのことを確認いたしております。

3点目のPRについてでございますが、平成21年度には市内各団体の中から参加をしていただき、東京国体福生市準備委員会を設置いたそうと計画いたしております。この準備委員会の中に広報に関する専門委員会を置きまして、第68回国民体育大会の開催方針や、福生市での開催競技などを広く市民の皆様にお知らせをし、御理解をいただくようにいたしてまいりたいと存じます。そして、全国から福生市へ来訪される選手並びに関係者と、あるいは応援や観戦に来場される皆様方に対しましては、市を挙げてもてなしの心を持ってお迎えをし、国体の開催により福生市民の皆様が全国の方々との交流を図る中、スポーツへの一層の理解と生涯スポーツの振興を図りたいと考えます。さらには、この機会に福生市やあるいは福生市民が、大変すばらしいところ、あるいは人々であるということを全国に発信できればと考えております。

以上、小野沢議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは私からは、片倉跡地宇宙科学館構想の経過と概要につきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

初めに、片倉跡地につきましては、片倉工業の停止に伴い、同社から市に対しまして用地の買い取りの要請がされ、検討の結果、貴重だとしてありましたことから、昭和63年当時、福祉センター建設の予定地として、福生市土地開発公社が先行取得をいたしましたものでございます。同じころ、東京都で多摩新時代の創造という多摩振興の計画づくりの内部検討が始まっておりまして、市といたしましても遅れをとらないよう検討する中で、多摩川沿いにアメリカのシリコンバレーのようなセンター産業が立地していること、あるいは、基地存在のイメージアップを図るためにも宇宙科学に関する施設で、西多摩の結接点として、集客性のある象徴的な施設としての施設の設置を要望いたしました。これが宇宙科学館構想のスタートだったと思います。

その後、平成2年に都の長期計画の推進プランに宇宙科学館建設が計画化、この時点では場所は福生市とは明記はございませんでしたが、西多摩の結接点という表現がされておきまして、このことはイコール福生とこういうことだったと思います。

また、一方市では、シルク台土地利用計画を策定いたしております。平成4年には、東京都宇宙科学館基本構想検討委員会が設置され、同年9月に、東京都多摩島しょ振興推進本部におきまして、宇宙科学館を正式に福生市に建設することが決定され、1

1月の都の総合実施計画にもその旨、3カ年計画として登載されたところございます。参考までに、その当時の構想は約1万2000平米の規模でございました。当初福祉センターとの合築という構想で進めておりましたが、平成5年に予定地が宇宙科学館と福祉センターの合築では、用地が狭いということから、検討の結果、市では同年福祉センターの建設地を現在の場所に変更し、また平成6年には、約7.7ヘクタールの地区計画告示もいたしております。ここまではいろいろありましたが、東京都としても宇宙科学館建設に向け進んでおりました。

しかしながら、当時の東京都の財政状況の悪化に伴い、箱物の見直しが行われ、平成7年度東京都予算案でその見直し施設の対象となり、事業推進が凍結され、以後、現在に至っておるところでございます。この間、東京都に対し、前市長初め建設促進を要請いたしましたが、御案内通り実現に至っておらない状況でございます。なお、事業が凍結後平成7年に都道用地として約2000平方メートルを売却し、また、建設予定地の買収を都に依頼し、平成8年3月に福生市土地開発公社から都財務局へ約38億円で売却をいたしております。また、この間の公社の金利につきましても都で手立てをいただいております。平成9年からは、東京消防庁機動部隊訓練場として暫定使用が行われております。

以上が、宇宙科学館建設構想の経過と概要でございます。

○議長（原島貞夫君） 午後2時5分まで休憩といたします。

午後1時54分 休憩

~~~~~

午後2時5分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（小野沢久君） それでは、再質問をさせていただきます。

いろいろ御答弁をいただいたんですが、予算編成の関係なのですがね、市長、私いつもこれをもって回っているんです。これは、市長が選挙のときに全戸にばらまいた多少は私にも責任がありますから、やっぱりやった以上、これをちゃんとやらなければいけないと。これを見ながらいろいろいつも思っているのですけれども、今の答弁を聞くとなんか優等生の御答弁で、何かこう市長になって厳しい選挙戦って、やりたいことがいっぱいあったんだけど、どうも行ってみたらなんか周りに押さえられちゃって、当たりさわりのないような感じがしないでもない。それで、もう少しわくわくするものがあるんじゃないのかね、市長になると。私市長になったことがないのでわからないんですけども。議員だって、選挙を終わって燃えてますよね、こんなことを市民に言ったからやらなくてはいけないと。そういうのがあまり感じられなかったんで、ですから聞き方としては、予算編成に対する抱負みたいなことを聞かせていただければなと思いますので、これは代理だめですからお願いいたします。

それから、厳しくなってくるんですけれども、市長、例のこの中でやっぱりスリムな市役所は小さいんですよ。あまり大きく書いていなかったんですが、そういう面では人件費に対する考え方、先ほど冒頭申し上げましたけれども、これから本当に未曾

有の失業者が出てくるような状況の中で、やっていかなくちやいけない。それでさっき言ったように、公務員だけは別に心配ないんだからいいよ、経過が悪くたって。民間はそうはいかないわけですから。市民からしてみれば、大変厳しい状況が続くわけですね。そんなことも含めて、この人件費に対する考え方を職員の数も含めて、お聞かせいただきたい。どういう取り組み、まあどんどん上げてこうとは思っていないと思うんだけど。やはり押さえるところは押さえていかなければと思っていると思うのですが、その見解をちょっと聞かせていただきたい。

福生市は、ラスパイレス高いんですよ、ずっと。三多摩26市では、ベスト5から落ちたことは1回か2回ですよ。いつもそのベスト5の中に入っている。ラスパイレスそのものが、いろいろ問題あるとしても一つの物差しですから。それで、計ると高いということは事実なんだから。その辺は、市長はあまり詳しくないと思うんですけども、なんなら抗議しても結構ですけどもね。そういう状況にあることも踏まえていただいての見解をお願いします。

それから、国民健康保険の繰出金、随分これ、前からやっているんですけども、どこかに資料がいつちやったかね。毎年これ11年からなんだけど、5億9千万、12年が5億2千万、13年が5億9500万、10年が7億3700万円、15年が7億3千万円、16年が5億6900万円、それで、17年が6億、18年が7億、19年が5億3800万。20年もこれからまた出てきますから、5億は間違いなく超すと思うんですよ。それで、一時私も5億というのはある程度限度ではないかということで、それできたんですが、あっという間に7億が出て、後期高齢者保険が始まって、国民健康保険は少し財政が楽になるのかと思って、繰出金が減るかと思ったら全くその影響はないようございしますので、これは、社会保険を払っている方にしてみますと、会社で給料から引かれて、なおかつ、今度は納めた市税の方から、一般会計から繰り入れるわけですよ。

ですから、これは国保の財政が厳しいから多少はやっぱりやむを得ないとして、どこまでいいのかということはどうかで考え方を持っていないと、独立会計ですから。そうはいえども、足りなくなれば先食いをしていまきているわけですから、補正をする以外に方法はないのですよ、いまのところ。でも、それなりの心構えとしてこのくらいまでしか出せませんというのがないと、担当職員だって努力のしがないと思うのですよ、足りなくなればもらえばいいんだと思っているんだから。それじゃ困るわけですから。そこに対する市長としての見解を私は必要だと思いますので、それをお願いいたします。

それから、福生病院の関係なんですけど、市長は2足のわらじを履いております。一部事務組合の福生病院の管理者、そして、そこにお金も出す方の福生市長でございんですけども、けさ出てくる前にテレビを見ていましたら、滋賀県の近江八幡市立病院、経営が厳しくなってきたという話がありました。

PFIで病院をつくった。これは、いつだったか視察に行ったんですよ。市民厚生委員会で16年10月5、6日に視察に行っている。当時は、これをつくるときだっ

たんです。それまでは、全国でめずらしい黒字経営だったんです。しかし、その先が、見通しが暗いということで、これは、PFIを使ってやったんですけれどもね。当時私たちが見てもらったのは、これからできるというその想像パーツだけだったんです。きょうテレビで見ると、とてもホテルよりすごいような建物になって管理費がかかり過ぎていると、思ったほど患者が集まらなかったということが主な原因だそうですね。福生病院もそういう面では、随分りっぱな建物になっていますよ。それと、これからの負担が今まで、福生市は大体3億から3億5千万ぐらいの運営費を負担しています。それで、これから建設が始まって、建設費のそっくり起債ですから、その返還が始まりますね。大体それが3億から4億、当面ね。しばらく7億ぐらいの負担金が続くわけです、これは福生市の分だけですからね。これは逃げられないのですよ。ですからやはり、この私たちの福生市民病院がよりいい病院であるためにも、それは多少の負担はやむを得ないけれども、行政として福生市としての負担をやっぱり軽減していく方向をとらなければいけないと思いますんで、福生市の市長として、管理者としてではなくて、福生の市長として、出す方として、やはりそれなりの見解を示していただかないと、いいやいいやで出すわけにはいかない。先ほど言った近江市立総合病院みたいなことになりますと困りますのでね。ぜひその辺の見解もお示しをいただければなと思っております。

次に、財源の確保の関係なんですが、新たに財源を求めるというのはなかなか難しいのですよね。国もいま苦勞していてしょうがないから、1番簡単なたばこ税を上げるということでやったらしいから、これをうんと上げてもらって、地方税をうんと増やしてもらって、そうすれば多少福生市にも新しい財源が来るんじゃないかと思う。それはそれとして、例えば、今の公用地の売却というのも未利用地の売却がありますけれども、売却というのは非常に難しいと思うんですよ。売ってしまえば確かにそこで税金が入って、それからあと固定資産税も入ってくるから、それはいいのですけれども、余り安いときに売るとたたき売りになってしまって、またそれも難しい問題ですから、市民の貴重な財産ですから、売却ということに関してはそういうことも含めた中でやっていただきたいと、これは提案をしておきます。すぐやるということではないと思います。

それから、新しい財源で、前から言っているのですが、もっと広告料をとるとか。例えば自由通路なんかあんないいところがあって、七夕の垂れ幕はできるんだらうから、ここで金にとって広告を出すとか、福祉会館とか市民会館の壁を利用して歌手広告をやってみるとか、何か斬新なことを考えていかなければ、新しい財源って見つかってこないと思うのですよ。私の言う上空旋回高音税は、これはなかなかできませんから、これはむりけれどもね、新しいことをやはり職員の方が知恵を絞ってやっていくという、そういう姿勢が大事なものですから、若干答弁の中にありましたので、その辺の取り組みがありましたらお願いをいたします。

それから、固定資産税なんですが、ついこの間、宅地の基準値の発表があって、福生市は10%のアップということで、これで、固定資産をもっている方は、税金がふ

えるんじゃないかという気がするんですが、固定資産税が評価が上がっても、複数年度で評価するものでございますから、あまり市には影響ないのかと思うんですが、その辺はどういう形になっていきますか、簡単でいいですからお願いいたします。

それからですね、これはまだ未定なんできょうの新聞で、新しい交付金、道路財源で一般化に伴う新たな道路整備を含む公共事業に使い道を限定した1兆円規模の地域活力基盤創造交付金を創生することで与党が合意したという話がある。これが合意して出てくるとなれば新年度に出てくると思うんだけど、これはひも付きだよ、いまの話でいくと。一般の自由に使える交付金じゃないからひも付き。ひも付きが仮に1兆円が福生市に来るとするとどの程度使えるのかね。数千万円の段階か。仮にきたとしても、この新年度予算ですべて事業は枠に入っているわけだよ。出てきた金で、新規に道路整備とか基盤整備を新たにつくるといのはなかなかそうはいかないでしょう。そうすると、補助金のつけかえぐらいになってしまうのではないかなと思うのですが、その辺はどうなの。そのままそれを残して置くわけにはいかないのだから。来たとすればどうなりますか、そここのところお願いいたします。

それから、防衛省の関係なんですが、市長もおわかりだと思うのですが、今ジョージ・ワシントンが横須賀に来ていましてね、多分来ているんじゃないかと思います。ときたま来ているから。その前がインデペンデント、そしてその前がキティホーク、このキティホークが来たときに市内の偵察機E2Cを初めとしたのが、随分飛んでえらい迷惑かけた時期、これはキティホークこの時期だと思うんです。ですから、横須賀に空母が入るためには、飛行機を全部降ろす。その訓練は、今硫黄島でやっておりますけれども、硫黄島の天候がダメなら、横田に来る可能は今でもあるわけですよ。だって防衛省の方から来るでしょう、そのときに訓練がありますというのが。

だから、その一カ所の騒音を常時測ったから、騒音工事できませんなんてとんでもない話でね、100%こういうことが起きないという可能性はないでしょう。硫黄島が台風になれば、飛行機は帰ってくるんですから。そのときに横田基地を使うわけですよ。それをどこにお構いなしに飛ぶわけですよ。彼らは訓練をしなければ飛行機を飛ばせないわけだから。そういう事実で苦しんだということも頭に置いてね。北関東も結構ですけども、本庁に行ったり、やっぱり外務省にもつてを手續っていかないと影響が出て来ない。よそと福生市は違うんだということで、やっぱりこれは強行に進めていただきたいと思いますので、先ほど市長が率先していくということだから、ここのところは答弁は結構ですけども、そういうことがあったということで、やっぱり取り組んでいただかないと、よそと並列に扱ってもらっちゃ困るものですから、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、これはこの間出たんですが、定額給付金、これもなかなかどうなるのかわからないようですけども、あのときの答弁で12月4日に説明会があるという話がありましたので説明会があったわけだから、これをここで聞いてもなんですから、これはやっぱり議員として関心のあることですから、どこか議会中にこのことをこれは報告していただきたいと思います。

それから、予算執行の関係でわが市は全く心配ないという答弁をいただきました。監査の方からも指摘もないと、検査もしているということで、監査事務局長がいるので監査事務局長に聞いておきたいのですが、監査の方法は議会から一人監査委員を送っていますけれども、それはまとめてやっている監査だから、通常の監査事務局としてどういう形で監査をしているのか。その伝票のつき合わせや買ったものとの合わせとかいろいろあると思うので、簡単でいいですから、どんなことをしているのかそこをお知らせいただきたい。それと、検査係があつて検査しているということですから、これもやっぱりどういう検査なのかね。買ったものと伝票を合わせるぐらいのことぐらいしかやっていないのかね。あまり長い答えだと困るんですけども、どんなことやっているのかお願いいたします。

それで宇宙科学館の関係は、ここでどうこうということではありませんけれども、そういう事実があつて、現実として網がかかったままなんです。ですから、熊川のあのところの地区計画をかけたままになっているわけですから、私が一番不安なのは、東京都に売り払われちゃうと一番困ると思うんですよ。今東京都のものだから、文句が言えない。あそこは、今言った地区計画で、健ぺい率や容積率を上げているんですよ。そこを売られてしまったんだつたら、しかし東京都のものだからあまり言えないんだけど、そんなことも売られる心配もしないでもないから、早めに市として方向を出してくれということだから、答弁は結構ですから。小峯部長の方に、地区計画が平成6年にできてから、大きな建物ができたとか道が広がったとかという変化があったのかないのか。そこでだけお願いいたします。

それから、平成25年の国体の関係です。

答弁いただいて、福生野球場と競技場をなおすということでした。内容もそれなりのお答えがあつたんですが、やっぱり多目的利用が原点だと思いますので、終わった後もやっぱり使えなくてはいけない。特に、陸上競技場を大変なものをソフトでやるわけだから、いろいろの難しい問題もあろうかと思うんですが、その辺の対策はどうなのか、あるいは、説明はあつたんですけども、人口芝にするのか普通の天然芝でいくのかという話、どこにも出て来ていなかったのですが、その辺のところだけ。それから、その間の利用者に対する対策は何か考えているのかということ。それから、準備委員会のことが出ていましたけれども、これもいつごろつくるのか。その辺も含めてわかりやすい答弁、短めにお願いいたします。

○市長(加藤育男君) それでは、小野沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、新年度の予算編成についてでございます。本当にわくわくされてないということで、私もわくわくさせていないということで、大変申し訳ないと思っております。

5年間、私も議員の経験という期間がございまして、それとは180度立場が変わって今現在、この6カ月間経過しているところでございますけれども、本当にこうやってこの立場になって、議員の皆様のすばらしい御意見とか御提案を拝聴させていただきまして、非常に全部施策として展開していきたいな、あるいは新規事業として実

施していきたいなという思いはあるんですが、議員御指摘のとおり、本当に就任以来、未曾有の金融危機、そして来年度は大変な不況が予想されるところではないかと。ましてや平成19年度決算の経常収支比率98.0%、こういう状況の中で、今これから、あと3年半頑張っていきたいというふうな思いでございますが、予算編成に抱負と意気込みということでございますので、先ほど議員もこうやって手にされておりました「五つの元気」、それから、細部にわたってそのマニフェストに書かれてあることを予算に色濃く反映していくことがやはり選挙の中で、審判をしていただいた市民の皆様が付託できるのではないかなと、そういうふうな思いでございます。そのためには、やはり持続可能な行政というんですか、後の世代に絶対に負担は残さないというような前市長からの理念というものをやはり踏襲していかなければならない。それにはやはり、安定した財源というものを求めていかなければならないのではないかなというふうに思っております。ですから、予算編成につきましては、健全財政に配慮しながらも、その「五つの元気」を具体化して、元気なまちづくりに邁進していきたいと、そういうふうな思いでございます。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

また、確かにというところちょっと語弊がありますがけれども、私は職員にこの6カ月間、私という人間を知っていただくためにいろんな形でミーティングやあるいは幹部の方たちとは意見を交換してまいりました。最初にソフトランディングでいくからと。その代わりある時期がきたら、私もわがままを言わせていただくという形でやらせていただいておりますので、そのように御理解を賜ればと思っております。

それから、行革の一環として人件費に対する考え方、どういうふうに考えているかということでございます。職員給与の決定方法につきましては、東京都の人事委員会の勧告に基づいて給与制度に準拠して行っておりますが、現時点ではこの方法が、1番適正な方法と考えておるところでございます。いま実際、給与費の抑制としましては、55歳の昇給抑制、あるいは特殊勤務手当の全廃など、いろいろな形で前市長がやってこられました。それで、私としましては、やはりそれ以外に超過勤務手当につきましても、縮減を図るように担当の部長には指示しているところでございます。

それから、これも議員御指摘のとおりですね、市職員と就任以来、6カ月間にわたって課長補佐以下ともう260人ぐらいミーティングをやってるんですけども、本当にやはり思いがあって、福生市の職員になってこられたというのはひしひしと感じます。この福生市を愛している、何とかしたいという思いは私と一緒にだなという思いはあります。ただその中で、現在テレビ、新聞等メディアで大分騒がれておりますけれども、派遣職員、派遣社員、あるいは正社員の縮減とか削減がもう図られているところから、やはり民間は商売で利益が見込まれなければ、すぐそういうふうな部分に人件費の削減までもっていく、そういうふうなはっきりしたものがあります。

公務員はそういう部分がございせんが、やはり、市民の税金によって給与を取っている職員に関しまして、公務員という形に関しては、そのこのところの厳しさ、いま

の世の中の厳しさを理解してもらって、これからその中で話し合いを行って、削減するところとか、省くところは省いていかなければいけないなど、そういうふうな思いで対処していきたいと思っております。

それから、ラスパイレスに関しては、平成20年度の指数は確定しておりませんが、やはり、東京都は全国的に高いレベルにございますので、そのところは、見守っていかなければいけないと思っておりますけれども、一概にラスパイレスと言われても、福生市の場合は相当平均年齢が高くなっていますので、そういう部分であげているというふうな感覚は思っております。ですから、これから20人、30人と定年を迎えてきますので、そのところは人的にこれから抑制するというか、あまり入れないでというふうな感覚は、いまのところ持っておりません。これからは、市民サービスの低下を招くことなくやっていきたいなとそういうふうな思いでございます。

それから、国保会計の繰出金の関係でございますが、やはり国保会計繰出金の部分ではですね、国保会計は特別会計でございますので、公平さという部分を考えましては、いわゆる独立採算であるべきものと考えております。ですから、現実問題として赤字が生じていることは事実でございますし、赤字をこのまま放置するわけにもまいりません。ですから、赤字が累積していかないように繰出金で、臨時的に補てんしているところでございますので、一般会計の繰出金をどの程度にするかにつきましては、これだという明確な基準は定められているわけではございませんので、それぞれの団体も財政状況によるものだと思っておりますので、今後につきましては、引き続き収納率の向上に努めてまいると同時にですね、国保税の課税方式、あるいは税率の見直しにつきましても、平成21年度の早い時期に議会に御相談を申し上げて検討していくという予定をしております。それらの状況も踏まえまして、取り扱いについて考えてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから、福生病院の組合負担金の考え方でございますが、福生病院は一部事務組合でございますので、福生市長としての考え方というふうにおっしゃってもなかなか羽村市、瑞穂町、副管理者、あるいは病院の事務の部分も含めて、もつともつと連携を密にして考えていかなければならないと思っております。また、現在国から病院改革プランの策定を求められておりまして、西多摩医療圏で果たすべき役割や病院経営の健全化を図るため、これは2市1町の住民、あるいは医師学識経験者、職員で構成する公立福生病院改革推進委員会で改革プランを検討していただいておりますので、その答申をいただきまして、また、瑞穂町、羽村市といろんな形でここは慎重に協議をしていきまして、これからの答えを見つけていかなければならないとそういうふうな思いでございます。

それと、財源確保というふうなお話しちよつといただいたので、市民会館の1面とか、実は福祉バスなんかには交付できないかということを担当部長に聞いたときがあったんですが、福祉バスはまずいいのではないかと。ですから、いろんな形でネームライトですかこの庁舎も含めて。ただこれから不況になりますので、どういう状況になるかわかりませんが、いろんな形で知恵を絞っていきたいなと、そういうふうな

思いでございます。

それから定額給付金は、最終日の全協でお話させていただきます。

○企画財政部長（田中益雄君） 私の方から、今の市長からも財源確保の問題のお話がありましたけれども、いろいろな形で財源確保に努めてまいりたいと思っております。

今検討しておりますのは、ごみのカレンダーの広告とか市勢要覧の頒布、それから、これは予算のところでどう反映できるかということを考えております。そのほかについても、今後いろいろ考えていきたいと思っております。

それから、地域活力基盤創造交付金についてでございますけれども、最近の新聞報道等では、地方道路整備臨時交付金にかかわって1兆円の規模が新設されるということでございますけれども、交付金の対象範囲等、地方道路整備臨時交付金よりも拡大するというところでございますけれども、この内容が明確になっておりませんので、これらのものが明確になった時点で、むだのないように考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○市民部長（野島保代君） それでは私の方からは、財源確保ということで固定資産税の関係、簡単に申し上げさせていただきます。

20年度、当初予算に比較しましてですね、これはあくまでも推計値ということで、土地については2400万円ほど増加するのではないかと。ただし家屋が8千万ほど減少、合計で5600万円、20年度の当初予算に比しまして2%程度減と、そのような推計値となっております。

○総務部長（野崎隆晴君） 続きまして、計算方法についてでございますけれども、契約書の仕様にに基づき、企画、数量等について、納品の日の際に検査員が立会人とともに検査にあたっている、そんな状況でございます。

○監査委員事務局長（伊藤章一君） 議員からの御質問の、監査の方法、通常どのようなことかというようなことです。

通常では、定期監査あるいは決算審査、例月出納検査等があるんですが、昨年来から各市の中でも公金の不正があったというようなことで、ことしの1月から2月にかけて、随時検査というようなことで、私がじかに総合窓口課あるいは収納課、出先では市民会館、リサイクルセンター、図書館、体育館こういったところの現金の扱っている金庫等を含めまして、中身の確認の随時検査などを実施しております。

○都市建設部長（小峯勝君） それでは、3項目目の再質問にお答えします。

シルク台の進捗状況ということでございますが、道路につきましては、新設と既存の道路拡張、10路線計画しております、延長は1390メートルでございます。また、片倉のフリーマートを実施しております道路用地も含みますが、現在まで620メートル、約45%が完了しております。また、緑地といたしましては、下の川緑地が約4400平方メートル、これは100%完了しております。

○教育次長（宮田満君） 国体女子ソフトボールについての3点の御質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、福生野球場、市営競技場の両施設の大会後の有効利用が図れるということを前提に改修等検討しておりますけれども、福生野球場につきましては、防球ネットの改良、バックスクリーンの電光掲示板への改良、外野フェンスの改良、内外野グラウンド面の改良、これは人工芝を考えてございます。障害者席を含む観覧席の改良、駐車場の改良、トイレの改良などがございます。また、市営競技場につきましては、グラウンド面の改良、観覧場の改良、防球ネットの改良などがございます。

続きまして、2点目の利用者への対策でございますけれども、既に競技場の利用団体等は10月から協議を始めました。いろんな方策をとりまして、なるべく影響がないようにはいたすような方向で考えておりますけれども、やはり御協力を願わなければいけないと思っております。また、工事は21年度以降23年度まで3カ年間の改修を計画しておりまして、その改修工事の方法によっては、全面1年間使えないということではなくて、半年ぐらい使える年もあるのではないかと、このようなことを考えてございます。

それから3点目、東京国体福生市準備委員会でございますけれども、国体開催の4年前に当たります平成21年度、次年度でございますが、まず福生市長準備委員会の会長といたしまして、委員に市議会議員の皆様、教育委員会、体育協会、商工関係、医療関係、警察、消防関係、町会長協議会などの各団体並びに関係者の皆様方に御努力をお願い申し上げまして、準備委員会を設置してまいりたいと考えております。なお、この準備委員会の設置に当たりましては、東京国体福生市準備委員会設立発起人会をまず発会いたしまして、発起人会の発議を受けて準備委員会を設置する、そのようなことによりまして、設立の趣旨が明白になるものではないかと考えております。

○20番（小野沢久君） 時間内に納まりそうになりましたけれども。いろいろ市長と、やっぱり市長がじかにお答えいただくと何となく聞いていても気分がいいしね、よかったのではないと。できれば、これからなるべくほかの人にも含めて市長がやっていただければ面白いなと思うのですけれども。

これからの予算編成は、今の2回目の答弁で大体予想がつきますけれども、いずれにしても厳しい状況になるということは間違いございません。議会としては、収納率が何で上がらないんだということにこれからなってまいりますけれども、それはそれなりに職員の皆さんに頑張ってもらっていて、26市の中の上ぐらいまでには頑張ってもらいたいなと思っております。

それから、突然、監査事務局に出番をいただきました。行政のチェックは、当然これ議会も議員もしなくてははいけないのですが、個々のことはできませんから、そういう面では監査事務局の役割は大きいし、議会からも監査委員は出しておりますけれども常時やってるわけではありませんから、監査事務局が大きな役割を果たすのではないかと。実際にはいま3人体制ですかね。それで、これをふやさなくても大丈夫ですか。今の体制で十分監査できますか。再任用あたりで詳しい職員を回して、もっと監査をしようということになりませんか。時間があつたらそのところちょっと、人数

はなんとかもう少し補強したいなということになれば、お答えがあればと思うのですが。

それから、牛浜駅はね、もっとＪＲにどんどん足を運んで電話でどうですかねといったってだめなんですから、アポイントなんかとっている暇があったら行って来なければだめですよ。そのくらい積極的にやらないとね、それは会いたくはないですよ、福生市が行けば。だから、どんどん足を運ぶ。それをやって、ちょっとでも変化があったら、これからお金がかかるんだから、５億かかるのか６億かかるのかわかりませんが、やはり、議会の建設環境委員会にきちんと話をして、そういう気構えがないというのはやっぱり怠慢だよ、ぜひやってください。お願いします。

それで、片倉跡地はそれでいいとして。

国体の関係は、大体答弁で検討がついたんですが、やはりこれも全庁あげてやはりやらなくてはいけない。教育委員会の仕事だと思って、この辺でしらばっくられると困るんですよ。やっぱり皆でやらないと。議員も一緒になって福生市をあげてやっていくような形、これから駐車場の問題いろんな問題起きてきますので、これはやっていかなければいけない問題だと思いますので、宮城教育長にその辺のどうだろうね、全庁あげてやっていますとか、いきますとかという答えだけちょっとお願いします。監査と二つちょっと１分ぐらいでお願いします。

○教育長（宮城眞一君） 私にと言われましたが、実は副市長が私どもの方はその庁内の連絡会議の座長ということでまさに全庁で取り組んでいると、こういうことでございます。

○副市長（坂本昭君） ただいま教育長に先に答弁いただきましたが、まさにこの国体に向けては全庁を挙げて、全力で取り組むと、こういう決意で。

また、監査事務局も大変検査能力にすぐれた職員がそろっておりますし、増員なくとも頑張ってくださいと、そんなふうに思っております。

○２０番（小野沢久君） とうとう最後は副市長が出て来られて、副市長が出てきてなんか言っちゃうとこれで終りなのだけれども。それ以上なかなかこうだと言いくいんですが、一般質問するといろいろ成果があります。そういう面では、これからも一生懸命一般質問して楽しませていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第２、議案第６６号、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明をお願いします。

（市民部長 野島保代君登壇）

○市民部長（野島保代君） 御指名をいただきましたので、議案第６６号、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正の内容について説明申し上げます。

初めに提案理由でございますが、都市計画税の特例に係る期間を延長するとともに、当該延長期間における都市計画税の特例税率を改定するため、本条例を改正いたそうとするものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。例規集は1094ページでございます。なお、本例規集は専決処分及び本年9月の改正が反映されておりませんので、議案書とともに、本会議資料として御配付しております。新旧対照表と、別紙資料をもとに説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。(12月2日配付の本会議資料参照)なお説明の都合上、資料順ではない場合もございますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、福生市都市計画税条例附則第28項でございますが、新旧対照表は5ページの最後になります。

都市計画税の税率につきましては、地方税法第702条の4におきまして、制限税率を0.3%としております。本条例では、本則第3条におきまして税率を0.3%としておりますが、附則第28項で税率の特例といたしまして、平成18年度から平成20年度に限り0.25%に定めております。3年間としておりますのは、目的税であることから都市計画等の事業費に充てる所要の財源を確保するため、3年ごとの固定資産評価替えに合わせて見直すこととしているためでございます。

都市計画税につきましては一般財源ではございますが、街路、公園、下水道等の都市計画事業及び土地区画整理事業に充てるための目的税として、市町村で課することが出来るものでございます。福生市では昭和31年度から課税しており、当初は0.2%でございましたが、事業費の増加により昭和53年度に0.3%に引き上げられ、その後、昭和63年度に0.28%、平成3年度に2.25%に改定され現在に至っております。

この税率につきまして、今後の所要額と税收額等を考慮し検討してまいりましたが、当市では都市基盤整備もほぼ終了し、起債の償還が主なものとなっております、償還費が段階的に減少していることから、平成21年度から0.01%を引き下げまして、0.24%といたそうとするものでございます。

恐れ入りますが、別紙資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成20年度の各市の都市計画税の税率の状況でございます。税率については0.2%から0.27%までとなっております、各市の都市計画事業及び財政状況により異なっております。近隣ではあきる野市が0.27%、青梅市、羽村市が福生市と同じ0.25%でございますが、3市とも今後も都市計画事業が予定されているため、税率は据え置く方向とのものでございます。

次に、資料の2ページをごらんください。この表は、都市計画事業に充てた一般財源のうち、充当された都市計画税の割合でございます。

20年度での充当率で最も低い市は、東村山市の26.1%、高い市は多摩市の104.8%となっております、福生市は73.1%で、平均は69.1%でございます。この都市計画税の充当率の考え方、都市計画事業の財源として、どのくらいの割合を

都市計画税に求めるかということでございますが、都市計画税は区画整理等の都市計画事業を行うことにより、その土地等の資産の潜在的な価値が上がることに着目した税でございます。

このことから、充当率を100%とすることも考えられますが、都市計画事業は資産の所有者だけでなく、住民にとっても利便性の向上等があることから、一定程度を住民税等の一般財源による負担とさせていただいているところでございます。

今回の税率改正につきましては、この充当率を26市平均値に近い、おおむね70%前後を目安として検討させていただきました。

次の3ページをごらんいただきたいと思います。平成17年度から平成25年度までの都市計画事業費とその財源の内訳でございます。都市計画事業といたしましては、平成20年度以降、下水道経費のみを想定いたし、雨水管の維持管理経費及び起債償還費の合計額、これを3億6千万円程度で推移すると見込んでおります。

次に地方債償還につきましては、街路、公園、区画整理の都市計画事業のために借り入れた起債の償還費でございまして、平成20年度を境にして年々減少する見込みとなっております。

表の右側、財源内訳をごらんいただきたいと思います。

都市計画事業の財源といたしまして、地方債、補助金、一般財源がございしますが、平成20年度以降、一般財源のみと想定いたしまして、都市計画税の充当率を検討いたしましたところでございます。平成20年度では、一般財源8億6791万9千円のうち、6億3461万6千円で、都市計画税充当率は73.1%でございます。平成21年度以降の都市計画税額5億7600万円につきましては、税率を0.24%とした場合の想定税額でございまして、税率を現行の0.25%として計算した場合との差額は2400万円の減額となります。

改正税率による充当率は、平成21年度が68.5%、22年度が69.4%、23年度では76.3%となる見込みでございます。なお、今回の税率の特例適用期間は、平成23年度までの間となりますことから、24年度以降につきましては、3年後に改めて検討させていただきたいと考えております。

次の資料の4ページの表につきましては、昭和57年度からの各市の都市計画税率の推移でございますので、御参照いただきたいと思います。

恐れ入りますが、新旧対照表の1ページをごらんください。

新旧対照表の1ページ、附則第2項、ここから5ページの第17項までの改正につきましては、これらの規定中、特例の期間を平成21年度から平成23年度までと改めようとするもので、内容の変更はございません。

最後になりますが、議案書の都市計画税条例の一部を改正する条例、附則では、施行期日並びに経過措置について定めようとするものでございます。

以上御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第3、議案第67号、福生市教育センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(参事 川越孝洋君登壇)

○参事(川越孝洋君) 御指名をいただきましたので、議案第67号、福生市教育センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。例規集は1237ページでございます。

まず初めに提案理由ですが、教育センター機能のうち、教育相談室及び学校不適応児童生徒教育支援室の位置を変更するとともに、学校不適応児童生徒教育支援室の名称を改めたく、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に内容でございますが、条例の別表中の教育相談室及び学校不適応指導生徒教育支援室の所在地を、それぞれ福生市北田園2丁目5番地7に改め、あわせて学校不適応児童生徒教育支援室を国及び都の機関と同様に、学校適用支援室と名称を改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、施行日を平成21年4月1日にいたそうとするものでございます。

以上御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○9番(阿南育子君) それでは、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、今回、学校不適用児童生徒教育支援室というのが学校適用支援室というように名前を変更したいということで。私も決算のときでしたか、学校不適応という言葉はどうなんだろうかとということで、名前を変えたらいかがでしょうかと申し上げたかと思うのですが、今回、この適用支援室というように変わったということで、その意味合いというか、目指すところというのが変わったのかどうか。私が、その不適応児童生徒支援室という「不適応」という言葉は、どうなんだって言ったときには、児童生徒が学校に不適応なんだということがいけないことなのかというような疑問があったわけなんですけれども、学校にだけ適用すればいいのかというちょっと疑問がありまして、その辺の一人一人の社会へ自立していくための道筋というのは、さまざまあるんじゃないかなというふうに思っているのも、もちろん学校生活の中で多くのことが学べると思っていますし、大事な場だと、仲間をつくったりとかいう経験ができるのが学校だと思っていますが、全員が100%その学校で何もかもできるという

ふうにしていいのかという悩みもあるので、その辺のゆるやかさというのは、どこら辺まで感じてというか、支援という言葉の中にその辺のことが含まれているのか、一人一人への対応というところがどこまでやろうとしているのかということを確認させていただきたい。

それと、移動をした後の適応指導教室のあの場所はどのようなになるのかという2点お願いいたします。

○参事（川越孝洋君） それでは、御質問にお答え申し上げます。

学校不適応児童生徒教育支援室とこれまで呼んでいたものを、学校適応支援室に変えることによって、何か変わるかということと、あと一人一人の指導をどこまで行っていこうとしているのかといった御質問かというふうに思っております。

議員のおっしゃるとおり、この施設自体さまざまな事情を持った、非常に複合的な要因を持った子どもたちが集っております。一応に語れるものではないわけでごいまして、その中でさまざまな努力をしながら、議員御指摘のようにまさに一人一人に合った状況に応じての指導というものを展開しております。その中で、議員御指摘のようにやはり学校のみならず、幅広く適応させていくということが重要であろうという観点から、このたび国や都の名称で使われております名称の方が適しているのではないかなど。条例の改正でございますので、このたび場所等の移転がございましたので、合わせてその名称の部分まできちんとさせておいた方が後々いいだろうという判断でございます。

それから、もうひとつの今現在適応指導教室が入っております施設についてのその後はどうなるのかといったようなことでございますが、これは、未利用地検討委員会等で検討されておまして、まだその決定をみてはいないのではないかというふうに認識をしているところでございます。

○9番（阿南育子君） ありがとうございます。ぜひこれからも一人一人の成長を画一的に捉えないで、それぞれのケースで進めていっていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 午後3時15分まで休憩といたします。

午後3時 休憩

~~~~~

午後3時15分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第68号、福生市保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(子ども家庭部長 町田正春君登壇)

○子ども家庭部長.(町田正春君) 御指名をいただきましたので、議案第68号、福生市保育所条例の一部を改正する条例の提案理由、並びにその内容につきまして説明申し上げます。例規集は1499ページでございます。

初めに提案理由でございますが、市では公設保育園の民間移管を段階的に進めているところでございまして、今回公設保育園のうち、福生保育園を民営化するため、本条例を改正いたそうとするものでございます。

なお、福生保育園の民営化につきましては、保育サービスの継続性を図るため、民営化後も現行の社会福祉法人に運営をお願いいたしますことから、児童や保護者への影響はないところでございます。

次に条例の改正内容でございますが、保育所の名称及び位置を定めております別表中、福生保育園、福生市大字福生1058番地11を削除いたそうとするものでございます。

次に附則でございますが、本条例は平成21年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございますが御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(原島貞夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

、これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第5、議案第69号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(市民部長 野島保代君登壇)

○市民部長(野島保代君) 御指名をいただきましたので、議案第69号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正の内容について説明申し上げます。例規集につきましては、1924ページでございます。

初めに提案理由でございますが、産科医療補償制度の実施に伴い、出産育児一時金の加算にかかる規定を定めるため、本条例を改正いたそうとするものでございます。

平成21年1月1日から通常の妊娠、分娩時の事故で出生児が脳性麻痺となった場合、医師の過失に関係なく補償する無過失補償制度、産科医療補償制度が創設されます。同制度に加入している分娩期間は、1分娩当たり3万円の保険料を支払い、当該保険料を出産費用に上乗せして被保険者に請求することとなるため、健康保険法施行令の一部を改正し医療保険で相当額を手当てすることとなります。

この健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険被保険者の出産育児一時金について平成21年1月1日以後、産科医療補償制度に加入している分娩期間で出産した場合には、1件当たり現行35万円に3万円を加算する規定を定めようとするものでございます。

改正の内容でございますが、福生市国民健康保険条例第6条第1項にただし書きとして、「ただし、産科医療補償制度に加入している分娩期間で出産したときは、これに3万円を加算するものとする」を加えるものでございます。

附則として、本条例の施行期日を平成21年1月1日といたし、経過措置といたしまして、改正後の規定は施行日以後の被保険者の出産に係るものから適用し、施行日前の出産にかかるものについては、従前の例によるものとするものでございます。

以上御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○17番（青海俊伯君） 今の部長の方からの説明で、ただし書きで「産科医療補償制度に加入している分娩期間で出産したときは」と、こうございます。この福生市の国民健康保険条例に関連して、施行規則の中に通常の出産育児一時金の場合は、医師または助産師が作成したとありますから、いわゆる助産院であってもこの分娩機関に入るのかどうかということでございます。

それとあわせて、甚だ不勉強で恐縮なんですけど、昔、お産婆さんという方がいらっしやいましたが、その方は国民健康保険の中ではどういうふうな位置になっているのか。要は心配なのは、里帰り出産だとかもろもろのやつが、この第6条のただし書きで出産育児一時金の中に、産科医療補償制度というところに、福生市においてですよ、加えることによって、全部カバーできるものなのかどうなのか。それは上位法である健康保険法の中でやることだから市は預かり知らんということなのかどうなのかをお尋ねしたいということでございます。よろしく願いいたします。

○市民部長（野島保代君） 基本的に産科医療補償制度、こちらは財団法人日本医療機能評価機構というものが中心になりまして、そちらに登録をします。そして、保険料についてもそちらで集めて民間保険会社と契約をしていくと。そういうような形になっておりまして、現在のところ、産科医療補償制度加入規約というものございまして、この中では分娩期間とは、医療法に定める病院診療所、または助産所をいう。ということになっております。基本的に助産所というのは、日本助産師会というのがございまして、そちらに加盟しているのが助産所というふうに私どもでは捉えております。

基本的に産科医療補償制度につきましては、病院、診療所及び助産所ということで加盟をしております、加入状況をちょっとお話をさせていただきますと、11月14日現在でちょっと古いんですが、病院、診療所、分娩機関数は全国で2846あって、そのうち97.2%が加入していると。助産所は430、そのうち加入が376

で87.4%。合計いたしますと、95.9%の分娩機関が入っております。ただ1月14日ですから、その後も加入数はふえているというふうに考えています。

おかげさまで福生市の場合には100%という形になっておりまして、里帰り出産の場合で、その辺がどうなるのかと。ただ、私どもこの分娩で3万円を上乗せする場合には、その産科医療補償制度に加入登録証と、こういうものがその分娩機関からその被保険者に、出産される方に交付されます。そして、後ほどそれを添付して請求してくるという形になりますので、私どもとしてはその登録証が添付されているかどうか、これで確認をさせていただくという形になります。

○17番(青海俊伯君) そうしますと、助産師のところでも87.4%全国で入っていると。ほぼ網羅されているわけですが、そうすると里帰り出産で地方に行かれたような場合で、まずはこの産科医療補償制度に入っているその分娩機関、病院なり診療所なりで、自分が産むんだということを個人が確認しないと仕方のないことになるわけですね。たまさか入ってないところで産んだときに、万が一事故が起きたときにこれに該当するような事態になったとしても、これは自己責任のような形になってくるっていうことでしょかね。そういう考えでいいんでしょうかね。

ありがとうございます。以上で終わります。

○議長(原島貞夫君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に日程第6、議案第70号、福生市保健施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(福祉部長 星野恭一郎君登壇)

○福祉部長(星野恭一郎君) 御指名をいただきまして、議案第70号、福生市保健施設条例の一部を改正する条例の提案理由並びにその内容につきまして、説明申し上げます。なお、例規集は1971ページでございます。

初めに提案理由でございます。本議案につきましては、議案第67号、福生市教育センター条例の一部を改正する条例、並びに議案第73号、福生市子ども家庭支援センター条例に関連いたしますが、現行の健康センターの廃止に伴いまして、本条例を保健センター条例として規定の整備をする必要が生じたので、その改正をお願いします。

次に、本条例の改正内容でございます。恐れ入りますが、本会議資料福生市保健施設条例の一部改正新旧対照表をごらんいただきたいと思います。(12月2日配付の本会議資料参照) 新旧対照表の左側が改正案、右側が現行となっております。

まず、本条例の題名でございますが、健康センターの廃止により保健施設条例から保健センター条例に改めるものでございます。

次に、第1条の設置規定につきましても、略称規定を含めまして保健施設を保健センターに改め、第2条では保健センターの位置として、いわゆる所在地を改めて規定するものでございます。第3条は業務でございますが、これも保健施設をセンターに改めるとともに、あわせまして同条第1号及び第4号中の文言整備をするものでございます。また、別表につきましても健康センターの廃止等に伴い削除をするものでございます。

最後に、議案書にお戻りをいただきまして、附則でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第7、議案第71号、福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第71号、福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。例規集は2359ページでございます。なお、本会議資料として新旧対照表を御配付しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。（12月2日配付の本会議資料参照）

議案書をごらんいただきたいと存じます。まず、本条例の提案理由でございますが平成15年に地方自治法の一部を改正する法律が成立施行され、公の施設の管理運営につきまして、指定管理者制度が導入されたこと、また、現在福生市自転車等駐車場を委託しております財団法人自転車駐車場整備センターとの契約が、平成21年3月末で切れることに伴いまして、福生市自転車等駐車場に指定管理者制度を導入するため、指定管理者制度に関する規定を定める必要がございますので、福生市自転車等条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表と照らし合わせながらごらんをいただきたいと存じます。現行の17条は指定管理者に関する規定の追加に伴い、第21条といたしまして、第16条の次に、新たに次の4条を加えるものでございます。第17条は指定管理者に駐車場の管理を負わせることができることを定めるものでございます。第2項では指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合の指定管理者の行う業務について定めておりまして、第1号では駐車場の使用に関すること。第2号では、駐車場の

施設及び整備の維持管理に関すること。第3号では前2号掲げるもののほか、市長が必要と認める業務といたしております。

次に第18条は指定管理者が行う管理の基準を定めるものでございまして、指定管理者は法令、この条例に基づく規則、その他市長の定めるところに従い駐車場の管理を行わなければならないと定めております。

次に、第19条は指定管理者に関する読みかえ規定でございまして、規定中の各条文中の市長とあるのを指定管理者と読み替えようとするものでございます。

次に、第20条は利用料金に関する読みかえ規定でございまして、第6条から第8条まで、及び別表の規定中に使用料とあります文言は、利用料金と文言を整備しようとするものでございます。第2項では使用者は指定管理者に駐車場の使用にかかる利用料金を納付しなければならないこと。第3項では利用料金は指定管理者の収入とすること。第4項では利用料金は別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものと規定をいたしております。

最後に附則でございしますが、本条例につきましては、交付の日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございしますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○17番（青海俊伯君） 1点確認をさせてください。自転車の駐輪場駐車場を指定管理者にするための法整備だと思いますが、そもそもの指定管理者にしようという目的として市民サービスをどこまで役所のスリム化とあわせて市民サービスの向上をねらうと思うんだけれども、これの第20条の第4項に、利用料金の額は別表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるという形で、例規集で言うと2363ページにどこの駐輪場が、定期で幾ら、学生幾らで、あとは1日一時使用で100円とこうなっているわけで、そうしたときに、指定管理者が仮に今の形よりも、もっと新しい発想で何かを取り組もうと、例えば回数券のような形をしてみようとか、やろうとしてもこの別表に定める額の範囲内だからゼロにすることは可能なのですよ、指定管理者が市長の承認を得れば。しかしながら、そこの今は定期の学生と一般の定期2000円と、あとは100円しかないわけで、ほかの方法を例えばカード式にしようというか、何にするかわからないけれども考えようとした場合には、ここでひっかかってしまうと。

そうすると、改めてこの条例の別表の部分を20条の4項を改めて条例変更しなければいけないというような形になるとするならば、本来の目的である指定管理者の制度を導入することによって市民サービスの向上も図っていくのだというのであれば、この別表に掲げる額の範囲内においてという表現を、何らかの工夫で新しい方法論も検討できるようにさわるべきではないのかなというふうに思うのだけれども、その辺の見解はいかに。

○総務部長（野崎隆晴君） ただいまの回数券等の方策についてございまして、またこのほかにも、例えば定期利用の長期割り引き、あるいは駅からの距離による見直しと、それと御指摘の回数券とさまざまな手法方法等を考えてみましたが、現状でございますけれども、何分にも、まず赤字分の圧縮のためには、現状の使用料体系を維持していくこのことが必要でございますことから、今回につきましては、現行の使用料体系のままでお願いをさせていただきたいと、そのような考えでございます。

○17番（青海俊伯君） やはりそうなのでしょうね。そういうことだと思うんですが、この場で議論をやっていくつもりはないのだけども、もう1回だけ。その赤字体質を何とか脱却させたいと、これの方法は二つあるわけです。需要、供給のバランスを変えるということです。利用者をふやせるかどうか。そうしたら下げたとしても、全体量がふえればいいわけで、ただ、今は今のままでも赤字なんだから、値下げるわけにはいかないということなんだけれども、その辺の融通さを持たせるのが指定管理者制度を入れることによって、新しい発想でもって取り組ませようという意味合いからすると、当初の指定管理者制度のありようと、部長が言ったのとは若干自後相違するのではないかなという気がしておりますので、十分に担当の委員会の方で白熱した御議論をいただいて、委員長はしっかりと委員長報告をしていただいて最終日にはしっかりと討論をさせていただきたいと、このように思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第8、議案第72号、福生市営駐車場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第72号、福生市営駐車場条例の一部を改正する条例について提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。例規集は2370ページでございます。なお、本会議資料として新旧対照表もご配付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。（12月2日配付の本会議資料参照）

議案書をごらんいただきたいと存じます。まず、本条例の提案理由でございますが、市営福生駅西口駐車場において2階・3階の有効利用を図るために定期使用ができるようにすること。また、長時間利用者に対しては一時使用料金を使用開始から24時間以内において上限額の設定をするなどして利用者の範囲拡大と増加を図るために使用料に係る規定を整備したいので、福生市営駐車場条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表と照らし合わせながらごらんいただければと存じます。

まず第5条は、休業日について定めておりまして、第1項では2階及び3階駐車場は1月1日から3日までを休業日としていたものを定期使用を導入することに伴い、1階と同じく原則として休業しないものとするものでございます。なお、第2項では第1項の改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第5条の2では駐車場の使用について定めており、これは今回新たに使用区分に係る規定を追加したものでございます。入場1回ごとに駐車場の使用時間に応じた使用料を支払う使用を一時使用とするものでございまして、ただし市長は駐車場を利用する者の利便の向上を図るため必要と認めるときは、月を単位として駐車場を使用させることができるものでございます。また第2項では、定期使用は2階及び3階駐車場において行うものとするものとして、第3項では、定期使用における駐車場の使用時間は、第4条第2号の規定にかかわらず午前零時から午後12時までとし、第4項では定期使用の承認の手續等については、市規則で定めるものでございます。

次に第7条は使用料の額等について定めており、使用料を表での表記に改めさせていただき、定期使用料を追加するものでございます。一時使用につきましては変わりございません。定期使用は月単位といたし、1台につき1万5000円と規定するものでございます。定期使用の規約につきましては、近隣の民間駐車場を参考とし、設定をいたしました。第2項では一時使用料の上限額を定めるものでございまして、前項の規定にかかわらず一時使用の使用料は、使用開始から24時間以内において1000円を上限とし、24時間ごとに新たな駐車とみなし、合算した額の合計額とするものでございます。この金額の設定につきましても、近隣の民間駐車場を参考としたものでございます。

新旧対照表は次の2ページをお願い申し上げます。第3項では、使用区分の規定に伴い、規定を整備するもので、定期使用を追加したことにより一時使用を明確に規定したものでございます。第4項においても、使用区分の規定に伴い、規定を整備するもので、定期使用を追加したことにより一時使用を明確にしております。第5項では定期使用料の支払いに係る規定を整備するもので、定期使用における使用料は使用の承認を得たときに一括で前納しなければならないこととするものでございます。第6項では還付ができないことを定めるもので、きのうの使用料は還付しない。ただし市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部について還付することができることを規定するものでございます。

第8条は使用料の免除を定めるもので、第7条の改正に伴い規定を整備するものでございます。第2項につきましても第1項と同じく第7条の改正に伴い、規定を整備するものでございます。

次に第15条は、第7条の改正による指定管理者に関する読みかえ規定の整備をするものでございます。

第16条は、第7条の改正による利用料金に関する読みかえ等の規定を整備するも

のでございます。

附則でございますが、第1項は施行期日で、この条例は平成21年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

次に、経過措置でございますが、第2項におきましては使用料については、使用日以後の使用料から適用すること。それと第3項におきましては、発行された回数駐車券は、新条例の規定により発行された回数駐車券とみなすこと。また第4項は、旧条例の規定によりなされた手続・処分その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合は、新条例の相当規定によりされた手続・処分その他の行為とみなすことを定めております。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第72号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第9、議案第73号、福生市子ども家庭支援センター条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（子ども家庭部長 町田正春君登壇）

○子ども家庭部長（町田正春君） 御指名をいただきましたので、議案第73号、福生市子ども家庭支援センター条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

初めに提案理由でございますが、福生市子ども家庭支援センターにつきましては、臨時的に福祉センター2階で事業を行っておりますが、健康センター、いわゆる第4庁舎と呼んでおります施設につきまして、現在、耐震補強等の工事を行っております。

この工事完了後は、本施設に移転し正式な拠点として事業を行うこととなりますことから、子ども家庭支援センターの設置及び管理につきまして、必要な事項を定めるため本条例を制定いたそうとするものでございます。

次に条例の内容でございますけれども、第1条は設置の規定で、子どもと家庭に係る総合的な支援を行うことにより、子どもの健全な育成に寄与するため、福生市子ども家庭支援センターを設置する旨、規定いたそうとするものでございます。

第2条は支援センターが位置でございますが、福生市北田園2丁目5番地7とする旨、規定いたそうとするものでございます。

第3条は支援センターが行う事業等で、第1号から第7号に掲げる事業を行う旨を、第2項は前項で掲げる事業を実施するに当たり、子ども及び家庭の状況把握に努める旨を、第3項は支援に必要があると認めたときは、関係機関に情報の提供や、その他

の協力を求めることができる旨規定いたそうとするものでございます。

第4条は支援センターの休業日でございますが、新たな施設では、支援センター機能と教育相談機能が一つの建物に集約されますことから、利用される方の利便性の向上を図るため、これまで日曜日及び月曜日を休業日としておりましたが、これを第1号では原則日曜日のみとし、第2号では国民の祝日を、第3号では年末年始をそれぞれ休業日とする旨規定いたそうとするものでございます。第2項は市長が特に必要と認めたときは、臨時に休業日を定めることができる旨規定いたそうとするものでございます。

第5条は利用時間でございまして、第1項では午前8時30分から午後5時15分といたしまして、第2項は市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる旨規定いたそうとするものでございます。

第6条は利用対象者でございまして、第1号では、市内に居住する18歳未満の者及びその保護者といたしまして、第2号ではその他市長が特に必要と認めるものが利用できる旨規定いたそうとするものでございます。

第7条は委任でございまして、この条例の施行について必要な事項は規則で定める旨規定いたそうとするものでございます。

最後に附則でございまして、この条例は平成21年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございまして、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第10、議案第74号、平成20年度福生市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 田中益雄君登壇）

○企画財政部長（田中益雄君） 御指名をいただきまして、議案第74号、平成20年度福生市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございまして、歳入の内容と関連いたしますので、歳出を中心に申し上げますと、保育単価、入所児入所児童数の増加に伴う保育所運営委託料の追加、被保護世帯の増加に伴う生活保護費の追加、それと防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる9条交付金を活用し行う事業で緊急車両の通行を確保するための市道第16号線改良事業費の追加、違法駐車解消並びに公園駐車場確保のための福

生かに坂公園駐車場整備事業費の追加などが主たるものでございます。それでは、補正予算書に基づきその内容につきまして説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。まず総則でございますが、第1条で議決予算に歳入歳出それぞれに、2億7647万4000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ210億3179万2000円と定めようとするものでございます。また、第2項におきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることといたしております。

次に第2条の債務負担行為の補正につきましては、後ほど第2表債務負担行為補正のところの説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは内容でございますが、恐れ入りますが、2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正につきまして説明申し上げます。まず、歳入についてでございますが、第2款地方譲与税は、50万5000円の減額でございます。これは当初予算におきまして、道路特定財源の暫定税率が執行しないものとして、12カ月分を見込んでおりましたが、平成20年4月の1カ月間暫定税率が失効しましたことに伴う地方道路譲与税の減額でございます。金額につきましては後ほど説明いたします。地方特例交付金の追加分を減額いたしております。

第7款自動車取得税交付金は、400万5000円の減額でございます。減額の内容につきましては、地方道路譲与税と同じでございます。金額につきましても地方特例交付金の追加分を減額いたしております。

第8款の国有提供施設等所在市町村助成交付金等、いわゆる基地交付金は、20年度の額が確定したことに伴う901万7000円の追加でございます。このうち、国有提供施設等所在市町村助成交付金は、総務大臣配分額の増加に伴う1371万1000円の追加がありましたが、施設等所在市町村調整交付金は、469万4000円の減額となっております。この追加によりまして基地交付金の合計額は、市町村助成交付金が12億3674万円、市町村調整交付金が2億1301万2000円、合計では14億4975万2000円となるものでございます。

次の第9款、地方特例交付金、第3項地方税等減収補てん臨時交付金は451万円の追加でございます。先ほどの道路特定財源の暫定税率が1カ月間失効したことに伴う地方道路譲与税及び自動車取得税交付金の減収分に対する補てんとして、地方税等減収補てん臨時交付金が創設されたことに伴う追加でございます。このうち、自動車取得税減収補てん臨時交付金は400万5000円の追加で、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金は50万5000円の追加でございます。

次に第10款地方交付税は、これも道路特定財源の暫定税率の執行に関連するものでございまして、普通交付税の当初算定では、1カ月間の執行による地方道路譲与税及び自動車取得税交付金の減収分につきましては、基準財政収入額に見込まれておりましたが、今回、地方税等減収補てん臨時交付金が創設されたことによります再算定

に伴いまして、693万8000円の追加でございます。

第14款国庫支出金は2億1518万1000円の追加でございます。このうち第1項国庫負担金は6718万1000円の追加でございます。内容といたしまして、児童福祉費負担金で、国の保育単価の引き上げ及び、入所児童数の増加に伴う保育所運営費負担金の追加、及び対象児童数の増加による児童手当負担金の追加、また被保護世帯の増加による生活保護費負担金の追加でございます。第2項国庫補助金は1億4800万円の追加でございます。内容といたしまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金が後ほど歳出で説明いたしますが、市道第16号線改良事業費及び福生かに坂公園駐車場整備事業費の追加に伴う追加でございます。

続きまして、第15款都支出金は2033万8000円の追加でございます。このうち第1項の都負担金は1022万7000円の追加でございます。内容といたしましては、保育所運営費負担金は、国庫支出金と同様で、国の保育単価の引き上げ、入所児童数の増加に伴うものでございまして、児童手当負担金は対象児童数の増加に伴うものでございます。第2項都補助金は1011万1000円の追加でございます。内容といたしまして、延長保育及び障害児保育に対する補助基準の改正に伴う学童クラブ事業費補助金の追加、認証保育所委託児委託料の増加に伴う認証保育所補助金の追加、それから無認可保育室の休園に伴う無認可保育室補助金の減額、また、病後児保育事業補助金は20年度に新設された補助金でございます。

次の第18款繰入金、第2項基金繰入金は財政調整基金繰入金2500万円の追加で、歳入歳出の財源不足を補うための繰り入れでございます。

以上が歳入の補正内容でございます。補正額の合計といたしましては2億7647万4000円となっております。

続きまして3ページの歳出につきまして説明申し上げます。

まず、第2款総務費第1項総務管理費は227万5000円の減額でございます。内容といたしまして、職員定期健康診断委託料が人間ドック検査受診者の増などに伴う減額、契約単価の減に伴う広報ふっさ印刷製本費の減額、わたしの便利帳作成委託料が契約差金に伴う減額でございます。

続きまして、第3款民生費は1億2516万8000円の追加でございます。このうち第1項社会福祉費は829万1000円の追加でございます。内容といたしまして、介護給付費国庫負担金返還金、自立支援医療費国庫負担金返還金及び高齢社会対策市町村総括補助事業都補助金返還金などが、19年度の額の確定に伴う追加でございます。

第2項児童福祉費は5452万7000円の追加でございます。内容といたしまして、障害児童数の増加に伴う民間保育所等振興費の障害児加算補助金の追加、対象児童数の増加に伴う児童手当の追加、保育単価及び入所児童数の増加による保育所運営委託料の追加、また、児童数の増加に伴う認証保育所委託児委託料の追加、そして、無認可保育室休園に伴う無認可保育室委託児委託料の減額でございます。福生保育園空調設備改良事業費及び病後児保育室新設事業費は、契約差金に伴う減額ござい

ます。

第3項生活保護費は6235万円の追加でございまして、内容といたしまして、19年度の額の確定に伴いますセーフティーネット支援対策等事業費国庫補助金返還金の追加、また、被保護世帯の増加に伴う生活保護扶助費の追加でございます。

次に第4款衛生費第2項清掃費は1104万2000円の減額でございまして、内容といたしまして、19年度の繰越金の増加などによる西多摩衛生組合負担金の減額でございまして。

次に第8款土木費は1億6016万3000円の追加でございまして、このうち第2項道路橋梁費は、3353万6000円の追加で、内容といたしまして、福生第1中学校東側、市道第16号線改良事業費でございまして、JR八高線踏切東側の用地取得の見込みが立ちましたので、緊急車両等の速やかな通過を確保し、あわせてベンチ等の休息施設を設置し憩いの場を提供するための用地買収費、工事請負費などの追加でございまして。第3項都市計画費1億2662万7000円は、福生かに坂公園周辺の違法駐車、迷惑駐車解消、また、近くの柳山公園並びに加美浄水公園ともに駐車場が整備されていないため、福生かに坂公園に隣接する土地の用地取得の見込みが立ちましたので、駐車場整備のための用地買収費、工事費等の追加でございまして。

第9款消防費は358万1000円の追加でございまして。内容といたしましては、消防事務都委託費負担金で、普通交付税の基準財政需要額の消防費のうち、常備消防費の占める割合を基礎としておりますが、20年度算定の額の確定に伴う追加でございまして。

第10款教育費第5項社会教育費は80万1000円の追加で、21年4月から市民会館の指定管理者制度履行に伴いまして、公民館事務室がさくら会館に移動することに伴う事務室改良工事費等の追加でございまして。

次の第13款予備費7万8000円の追加は財源調整でございまして。

以上が一般会計の補正内容でございまして、補正額の合計2億7647万4000円の追加によりまして、総額を210億3179万2000円といたそうとするものでございまして。

続きまして恐れ入りますが4ページ、5ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為補正につきまして説明を申し上げます。

まず追加につきましては、昼食業務委託は中学校3校分のランチルーム業務委託でございまして、期間を平成20年度から23年度とし、限度額を1億2570万円といたそうとするものでございまして。これは平成21年度から平成23年度の3カ年間の昼食業務委託について、20年度中に委託業者を決定し、事業の準備を進めようとするものでございまして、金額につきましては1年間4190万円の3カ年分でございまして。

次の変更につきましては、容器包装プラスチック選別圧縮こん包委託、平成21年度分についてでございまして、契約単価の減に伴い、限度額を2131万5000円から1400万7000円に変更いたそうとするものでございまして。

以上で提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○８番（奥富喜一君） 補正予算書の１７ページなのですが、職員研修福利厚生費の１３職員定期健康診断委託料、マイナス６０万ということですが、これに関連して職員家族の健康診断の関係、どんなふうな形で運用されているのかちょっとお聞きしておきます。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、職員の家族の特定検診についてでございますけれども、私も職員の医療保険の保険者でございます東京都町村職員共済組合が、配偶者などへ特定健診の通知など送付いたしまして、それによって指定医療機関で検診を受け、その結果によって保健指導が必要なものに対しては特定健診が指導されることとなっております。

○８番（奥富喜一君） その指定する医療機関というのは東京都内全域なんでしょうか、それともどこか特定のところが指定されているのか。そこら辺のところをお聞かせください。

○総務部長（野崎隆晴君） 指定医療機関につきましては、都内全域にわたっておりますけれども、その医療機関が職員の居住地から遠いことも想定をされますので、共済組合におきましては、今後可能な限り幅広く医療機関を指定するようなそんなことに努めていきたいというようなことを伺っております。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第７４号は、総務文教、建設環境、市民厚生ของ 3 常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第１１、議案第７５号、福生市営福生駅西口駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第７５号、福生市営福生駅西口駐車場の指定管理の指定につきまして提案理由並びにその内容について説明させていただきます。

提案理由でございますが、公の施設である福生市営福生駅西口駐車場について指定管理制度で実施するに当たり、地方自治法第２４４条の２第３項の規定により公の施設の管理を行わせるものの指定をするため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決をお願いをするものでございます。

指定管理者の指定につきましては福生市営福生駅西口駐車場の管理を行わせるものとして、福生市商工会を規定いたそうとするものでございます。指定管理者の選定に当たりましては、福生市商工会は商店街の近代化や豊かな地域づくりを目的とした地域振興事業を実施している団体であり、市が実施する産業振興の分野においても商工会との連携は欠かせないものでございます。西口駐車場は商業振興の一環として、地元商店街からの強い要望で整備されたものであり、商工会が指定管理者となつてからは、市が直営で行っている際の赤字分の負担がなくなりました。商工会としても利用サービスを維持しつつ、自己の経常努力により収益を上げており、その収益については商店街振興活性化の費用に有効に活用されております。これは商工会ならではの活用方法で、市長の公約「五つの元気」の一つである「まちが元気」の商業振興に貢献することであり、市及び商工会においても大きなメリットであると言えます。

また、駅前違法駐車対策につきましても積極的な駐車券の販売やさまざまな啓発活動を行い、違法駐車 の 減少に努めております。

以上のような理由から、福生市公の施設の指定管理者の指定の 手続等に関する条例の第5条の非公募により、商工会に事業計画書の提出を求めるとともに、11月4日には指定管理者候補者選定審査会において商工会から事業に対する考え方などのヒアリングを行い、その結果、福生市営福生駅西口駐車場の指定管理者候補として選定をされましたので、指定管理者を指定するため議会の議決をお願いするものでございます。

次に、内容について御説明をいたします。まず、指定管理者に管理を行わせる施設でございますが、公の施設の名称は福生市営福生駅西口駐車場でございます、所在地は福生市本町92番地1でございます。

次に、指定管理者に指定する団体でございますが、指定管理者の名称は福生市商工会でございます、主たる事業所の所在地は福生市本町18番地でございます。

次に、指定しようとする期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間を予定いたしております。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 4時25分まで休憩といたします。

午後4時13分 休憩

~~~~~

午後4時25分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後５時までとなっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第１２、議案第７６号、福生市福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長 星野恭一郎登壇）

○福祉部長（星野恭一郎君） 御指名をいただきまして、議案第７６号、福生市福祉センターの指定管理者の指定につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

最初に提案理由でございますが、公の施設である福生市福祉センターについて、指定管理を実施するに当たり、地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、公の施設の管理を行わせるものを指定するため、同法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

平成２１年度からの福祉センターの指定管理者として、福生市社会福祉協議会を引き続き指定いたそうとするものでございます。指定管理者の選定に当たりまして福生市社会福祉協議会は、福生市での地域福祉の推進の中核団体として、また、市が実施をしております各種福祉事業を推進する上で市と連携が欠かせない団体でございます。さらに同協議会は、平成１８年度から指定管理者となりましてからも、指定管理事業のうち、福祉バスの運行を精力的に取り組むなど、安定的に地域に密着した事業運営を行い、市民サービスの一層の向上と、経費の節減にも務めたものと認識しているところでございます。

以上のような理由から、福生市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第５条の非公募により、社会福祉協議会に事業計画書の提出を求めるとともに、１１月４日には指定管理者候補者選定審査会におきまして、社会福祉協議会から事業に対する考え方などのヒアリングを行い、その結果、福生市福祉センターの指定管理者候補者として選定されましたので、指定管理者を指定するため議会の議決をお願いするものでございます。

次に内容についてでございます。まず、指定管理者に管理を行わせる施設でございますが、施設の名称は福生市福祉センター、施設の所在地は福生市南田園２丁目１３番地１でございます。

次に指定管理者に指定する団体でございますが、指定する団体の名称は社会福祉法人福生市社会福祉協議会、指定する団体の所在地は、福生市南田園２丁目１３番地１

でございます。

次に、指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間でございます。

以上でございますが御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第13、議案第77号、福生市土地開発公社定款の変更に  
ついてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 小峯勝君登壇）

○都市建設部長（小峯勝君） 御指名をいただきましたので、議案第77号、福生市土地開発公社定款の変更につきまして、提案理由並びに改正の内容につきまして御説明申し上げます。なお、例規集には掲載がございませんので、本会議資料といたしまして、福生市土地開発公社定款、昭和48年11月1日、東京都知事認可並びに福生市土地開発公社定款新旧対照表を御配付してございますので、よろしく願います。（12月2日配付の本会議資料参照）

初めに提案理由でございますが、公益法人制度改革3法の一つであります、一般社団法人、及び一般財団法人に関する法律、及び公益社団法人、及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、及び土地開発公社経理基準要綱、郵政民営化法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、福生市土地開発公社の定款の変更をお願いするものでございます。

定款の変更手続につきましては、公有地拡大の推進に関する法律第14条第2項の根拠規定により、議会による議決証明書の添付が要件とされていますことから、12月の議会の議決後、東京都に対して認可申請を提出する予定でございます。

それでは、変更の内容につきまして説明させていただきます。本会議資料の福生市土地開発公社定款新旧対照表を合わせ御参照をお願いいたします。

初めに第7条（役員の職務及び権限）につきましては、第4項中監事の職務の根拠を「民法第59条」から、「公有地中の拡大の推進に関する法律第16条第8項」に変更するものでございます。

続きまして、第16条（議決の事項）につきましては、第1項第4号中に「キャッシュ・フロー計算書」を追加いたそうとするものでございます。次に、新旧対照表の裏面になりますが、第20条（資産）につきましては、第1項中「及び運用財産」を、削除いたそうとするものでございます。

次に、第 22 条（財務諸表）につきましては、損益計算書の後にキャッシュ・フロー計算書を追加いたそうとするものでございます。

次に、第 24 条（余裕金の運用）につきましては、第 2 号中「郵便貯金又は」を削除いたそうとするものでございます。

最後に、定款の変更の施行日でございますが、東京都知事の認可を受けた日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○8 番（奥富喜一君） ちょっと分からないので。民法の明治 29 年のこの法律と、公有地拡大の推進に関する法律の昭和 47 年と言うことで、どんな内容なのか概略でいいのですが、それでなぜここで変えなければいけないのかというところがちょっと理解できないのでそこだけお願いします。

○都市建設部長（小峯勝君） 今回上位法が変わりまして、中には廃案等ございまして、いずれにしても東京都の指示に基づきまして、公社の外郭団体としての要綱を変えていくという御指示がございましたのでそれに基づくものと言うことで御理解願いたいと思います。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 77 号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第 77 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第 77 をについて採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第 14、陳情第 20—11 号、介護保険に関する陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 20—11 号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第15、陳情第20—12号、土地再生機構が家賃改定で値上げを行わないことなどを求める意見書に関する陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第20—12号については、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明6日から18日までの13日間、休会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって明6日から18日までの13日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は12月19日、午前10時より開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時37分 散会

陳情第 20-12 号

都市再生機構が家賃改定で値上げを行わないことなどを
求める意見書に関する陳情書

【陳情理由】

平成 21 年の継続家賃改定（引き上げ）は当面延期されることになったが、いつまた値上げをするかわからず、公団住宅削減の動きも心配であり、私たち公団住宅居住者は、住まいの先行きにかつてない大変な不安を抱えている。

都市再生機構は、家賃を近傍同種の民間住宅の家賃水準にする方針であるため、機構が基準とする「近傍同種家賃」査定には、明らかに問題が多いほか、居住者の収入は配慮しない決め方により、既に高い家賃となっており、空き家の原因にもなっている。

居住者全体に高齢化と収入低下が顕著に進み、家賃負担はますます重くなっている。低所得高齢者への特別措置や高齢者向け優良賃貸住宅についても、機構は公営住宅法施行令改正を理由に適用基準の引き下げ、家賃引き上げを検討している。

生活物価は軒並み高騰し、社会保険等の上昇で家計も四苦八苦のこの時期に、その上家賃値上げではとんでもないとの気持ちである。

この秋、私たちは「団地の住まいアンケート調査」を行った。その結果、私たちの生活の実情は、次のとおりである。

- 1 世帯主の急速な高齢化（65 歳以上の世帯主は平成 14 年調査で 38%、平成 20 年には半数を超え 53%に達しており、女性世帯主は 30%、一人住まい世帯も 30%とともに増えている）。
- 2 世帯収入の顕著な低下（年間世帯収入額を 8 段階に分け、1 段階目の 190 万円以下の世帯数は 30%を超えている）。
- 3 家賃負担は明らかに過重（居住者のこの収入実態のもとで 76%が「重い」と答えている）。
- 4 福生団地での永住希望は 72%（公営住宅への住み替え希望 13%を含めると 85%となっている）。

以上の実情から当面だけでなく、今後家賃値上げはしないしてほしいと言う私た

ちの願いについて御理解をいただけると考える。なお、居住者の居住の安定と家賃負担への配慮は、都市機構法附帯決議等でも機構に対し要請されている事項であり、福生市議会に御支援をお願いする次第である。

ついては、都市機構の家賃に関する諸事情について、国に対し、下記事項についての意見書を提出していただくよう陳情する。

【陳情事項】

- 1 居住者の生活の実情にかんがみ、都市機構は今後の継続家賃の改定に際し、家賃値上げは行わないこと。
- 2 高齢者等への家賃特別措置を拡充し、子育て世帯に対する居住支援措置をとること。
- 3 高家賃を引き下げて居住者の居住の安定を図り、空き家の解消に努めること。
- 4 家賃制度と「改定ルール」を見直し、居住者の負担能力に配慮した方式に改善すること。

平成 20 年 11 月 21 日

陳情者代表

福生市南田園 2-16 9-208

福生団地自治会

会長 宮 下 義 夫 ㊞

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成20年12月5日第4回福生市議会定例会

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付託件名
建設環境委員会	陳情第20－12号	都市再生機構が家賃改定で値上げを行わないことなどを求める意見書に関する陳情書